

令和元年9月第26回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和元年9月9日第26回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応 招 議 員（17名）

1 番 鈴 木 高 行 3 番 小 野 一 雄

4 番 佐 藤 邦 彦 5 番 小 野 典 子

6 番 高 野 進 7 番 安 藤 美 重 子

8 番 渡 邊 健 一 9 番 高 野 孝 一

10番 佐 藤 正 司 11番 森 義 洋

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 い と 子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不 応 招 議 員（0名）

○ 出 席 議 員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ど も 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	洪 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 4 号 はらこめし推進条例
- 日程第 3 議案第 6 5 号 亶理町保健福祉センター条例
- 日程第 4 議案第 6 6 号 亶理町役場の位置を定める条例及び亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 7 号 亶理町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 8 号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 9 号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 0 号 亶理町地区交流センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 1 号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 物品購入契約の締結について（令和元年度亶理町新庁舎事務備品購入）
- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について（令和元年度亶理第 5 - 1 号汚水枝線（その 1）工事）
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 工事請負契約の締結について（令和元年度荒浜雨水ポンプ場自動除塵機設置工事）
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 工事請負契約の締結について（令和元年度亶理第 5

－ 2号汚水枝線工事)

- 日程第 19 議案第 81号 工事請負契約の締結について（令和元年度互理第 5
－ 1号汚水枝線（その 3）工事）
- 日程第 20 議案第 82号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）
町道橋本堀添線舗装工事）
- 日程第 21 議案第 83号 工事請負変更契約の締結について（平成 30年度互
理第 5－ 1号汚水枝線（その 4）工事（繰越））
- 日程第 22 議案第 84号 工事請負変更契約の締結について（平成 29年度互
理町新庁舎・保健福祉センター建設工事）
- 日程第 23 議案第 85号 令和元年度互理町一般会計補正予算（第 3号）
- 日程第 24 議案第 86号 令和元年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 1号）
- 日程第 25 議案第 87号 令和元年度互理町介護保険特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 26 報告第 20号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 27 報告第 21号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 28 報告第 22号 平成 30年度互理町健全化判断比率及び資金不足比
率について
- 日程第 29 報告第 23号 平成 30年度互理町水道事業会計の資金不足比率に
ついて

午前 10時 00分 開議

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124条の規定により、10番 佐藤正司議員、11番

森 義洋議員を指名いたします。

日程第2 議案第64号 はらこめし推進条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第64号 はらこめし推進条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第64号のはらこめし推進条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

はらこめし推進条例につきましては、亶理町発祥の郷土料理であり、はらこめしを積極的にPRし、はらこめしの普及、振興及び伝承を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、新たに上程、制定するものでございます。

それでは前文になりますが、亶理町荒浜が発祥の郷土料理「はらこめし」は五穀豊穡と豊漁を感謝するため収穫されたばかりの新米と阿武隈川を遡上した鮭を合わせて調理し、神社に供えたことが始まりと伝えられている。

そして、古くは初代仙台藩主伊達政宗公がこの地を訪れ「はらこめし」を献上された際にそのおいしさを側近に吹聴したことが世に珍重されるに至ったきっかけとも言われている。

このように古くから受け継がれ、多くの人に愛されている「はらこめし」は、旬の時期になると町内の多くの家庭や飲食店で食され、マスメディア等に取り上げられることも多く、県内外において「はらこめし」への関心が高まっている。

今後さらに「はらこめし」の地位を高めていくとともに、亶理町並びに宮城県を代表する秋の郷土料理として後世に伝承させていくため、この条例を制定するものでございます。

では、第1条になります。第1条については目的について定めた規定でございますが、「はらこめし」の普及、振興及び伝承を促進するとともに、「はらこめし」を通じて亶理町の地域経済の活性化を図ることを目的としております。

次に、第2条になりますが、第2条につきましては基本理念を定めるものになり

ます。「はらこめし」を普及、振興及び伝承するための取り組みは、次に掲げる第1号、第2号を基本として、町及び町民が相互に連携を図り、一体となって取り組むものでございます。

2ページをお開き願います。

第1号につきましては、「はらこめし」に誇りと愛着を持つこと。第2号については、「はらこめし」に関する情報を広く発信し、消費、交流人口の拡大及び地域経済を活性化させ、魅力あるまちづくり、活力ある地域社会の実現に寄与することを基本理念とするものであります。

第3条でございますが、第3条につきましては町の責務を規定するもので、町は、今説明しました第2条に定める基本理念にのっとり、「はらこめし」の振興に関する施策を計画、実施するものであります。

第2項につきましては、町は、「はらこめし」による交流人口の拡大を図るため、国、県及び他の地方公共団体との連携を図ることを規定したものでございます。

次に第4条になりますが、第4条は、はらこめしの日について規定するものであります。が、「はらこめし」について理解と関心を深め、広く食されることを期する日として平成28年に日本記念日協会、こちらから認定を受けました10月8日ははらこめしの日と定めるものでございます。

最後に附則であります。この条例につきましては、前条でも触れましたはらこめしの日でもあります令和元年10月8日から施行するものであります。

以上で、議案64号の説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） はらこめしの味についてなんですが、各家庭いろいろ味がまちまちだと思うんです。問題は、ある程度基準を設けて、幅とといいますか、そういうことで、味というか食材も含めた味、それらを統一する考え方はあるのかどうか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） はらこめしの味につきましては、あくまでもその起源が家庭料理でございますので、各店でも出されておりますけれども、その味について統一するという事はなかなか難しいと考えておりますので、町のほうからそのようにある程度の規定を設けるということは考えておりません。（「はい、了解」

の声あり)

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 町の責務のところ、第3条の2、町は「はらこめし」による交流人口の拡大を図るために、国とか県及びその他の地方公共団体との連携を図るものとするということが書いてあります。具体的にこれはどのような連携のことをいうのか、それを教えていただければと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） こちらの規定については、国、県及び他の地方公共団体と連携を図るということで規定しておりますけれども、今までも国の事業であったり、もっとはらこめしずっとはらこめし推進事業等、国の補助等を利用した事業等を実施しております。また、県内外そちらのほうに出向いての物販等も行っておりますので、そういったものをこれからも継続して実施していくという考え方になります。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ご質問させていただきますけれども、はらこめしということで条例が定められたということなんですけれども、私がよくいつも思うのは、はらこめしといっても互理特産なわけですよ。だけれども、例えば仙台駅に行くとはらこめしが売っていますよね。いろんなところに行くと、はらこめしというものが出回っていて、互理町の特産とみなされない場合が今後出てくるんじゃないのかという、すごく心配なわけです。はらこめし条例ができたのは、そういう意味ではいいと思うんですけども、私はどうせやるのであれば、このはらこめし条例の中で、例えば互理町なら互理町の味とかと今あるわけですよ。そういったことからして、認定制度というか、例えばはらこめし条例認定のはらこめしとか、何かそういうものができないのかどうかね。あるいは、互理町認定はらこめしとか、何かそういうことでPRしていくというのも一つの方策ではないかと思うんですが、一つは差別化を図るというか、そういったことについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） はらこめしの互理町特産という認定制度につきまして、以前

からちょっと勉強させていただいたんですけれども、はらこめしという料理単体で申し上げますと、あくまでも料理ですので、それについては亘理町のものであるというふうにはできないということなんです。登録商標とかそういうものはちょっととれないということがわかりまして。また、地域登録制度というものもあるんですけれども、それについては組合が必要だったり、そういったことも今後事業者等との連携も図りながらやっていきたいと思うんですけれども、なかなか組合をつくるというまでには、今のところ至っていないところでございまして、今後、亘理町独自の味であるというふうに持っていければいいと、町でも考えておりますので、いろいろ今後検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひとも、ここにいらっしゃる方もそうなんですけれども、ほかのはらこめしを食べて、これはちょっと味が違う、はらこめしではないと、よくこの中にいらっしゃる方も言うんですよ。やっぱりその辺のことも含めてちょっと考えていただきたいのと、もう一つ言いたいのは、よく工業団地なんか誘致をなさっていますけれども、私、はらこめし、こういうものがあるのであれば、はらこめし独自の、何というのかな、地域循環型あるいは内発型の、何というか政策というか、そういうものをもっていったらどうなのかと思うんです。

例えばなんですけれども、はらこめしをつくるということになりますけれども、そうすると骨とか頭が残りますよね。これを集積して集めて、そこで例えば会社をつくって、例えば漁協とか農協から出資金を集めて会社をつくると。そういった中で、そこから畑にまく肥料とかそういうものをつくっていくと。そうすると、その会社そのものについては雇用も生まれるという格好になりますから、そういうのはどうなんですか。できた野菜については、例えばはらこめし野菜とか、そんな感じの名前をつけるとかして、それをまた売ると。そしてそのはらこめしのところにも出すという格好でね。そういった循環型のものができたらいいんじゃないのかなと、そんなことも考えてみたらいかがなのかなと思うんですが、いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今の循環型の企業といいますか、大変すばらしいアイデアではないかと思うんですけれども、俗に言うはらこめしをつくる際の、サケは捨て

るところがないとよく亘理町では昔から言われておりまして、だしをとったり、最後は頭の部分の氷頭なますまで料理にされますので、なかなか循環できるもの、最後は捨てるだけのものになってしまうということになるわけですが、それも一つのアイデアだとは思いますが、今後そういったことも考えながら、はらこめしの町亘理町をPRしていきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 一つの例として申し上げただけで、そのものが通るとは私も考えていません。そういったことを今後考えていってほしいということをお伝えしたかっただけです。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） はらこめしは郷土料理、ソウルフードという言い方をしますけれども、郷土料理というものはどういうものだと考えておりますか。はらこめしに關しての郷土料理。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ただいま高野孝一議員がおっしゃったようにソウルフードという言葉でございますので、小さいころから食べ親しんだ味というもので捉えております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） それで、亘理のはらこめしというのは、昔から10月から解禁になって、荒浜の阿武隈川の河口から遡上するようなサケを捕獲して、それで作ったものをはらこめし。そして、我々は昔から郷土料理として捉えているわけですよ。しかし、亘理町並びにほかの近隣の市町では、早いところだと9月10日、15日ぐらいからはらこめし販売をしているわけですが、じゃあそれはらこめしというのか。本来の郷土料理のはらこめしと違うわけですよ、地元のサケを使っていないとすれば。それはどう理解すればいいですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） はらこめしという料理につきましては、これは料理の一つでございますので、ほかの町でつくるということも、出しているということも実際ございますし、そのサケがどこのサケを使っているというのものもあるでしょうけれど

ども、この郷土料理としてのはらこめしは、やっぱり亶理町として特別なものであると、発祥の地であるということをもず念頭に、亶理町としてはPRしていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） それで、この条例ができます。事前に飲食店にもアンケートをとって、ぜひ取り入れてほしいという結果が出ております。その中で10月8日がはらこめしの日としておりまして、これは3条にもありますけれども、はらこめしを扱う飲食業においてどのような取り組み、振興に関する施策をどのように考えているのか、今後業界としてね。お聞きします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） はらこめしの業界ということは事業者ということでございますか。事業者につきましては、これまでも町と協力していただいてスタンプラリーを現在実施しているところですが、そのような形で事業者と町一体となってPRができるような事業を展開してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11 番（森 義洋君） はらこめし条例、こちらは当局側のほうでも、町内でいろいろ販売されている業者さんの意見がある程度聞いて、それを集約して、特に業者からの反対もないような、特に味つけだったり、そういうところにこだわりがあるとなかなかまとまらない中、ちょうどまとめていただいたなどは私は思うんですけれども、先ほど商工観光課長からもお話がありました地域での商標登録。そちらは組合がないとだめということでしたけれども、スタンプラリーの加盟店舗、こちらで組合とかそういったものを組織化するようなことはできないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 現在スタンプラリーに参加していただいているのは、昨年ですと23店舗ございましたので、組合ができれば十分な数でございますので、そのような方々に呼びかけはしていきたいと考えておりますけれども、すぐその組合ができるかどうかというのは、今後の大きな課題だと思っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11 番（森 義洋君） 組合組織をまとめるのもなかなか、このはらこめしという本町にお

いて宝であるこの名物に関して、地域外のはらこめしと言われて販売しているものに対して強く本町から訴えていくためには、やっぱり組織化、そういったものがこれから重要になると思いますので、どうかそちらのほうを推し進めていただけるようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 前文のところに、初代仙台藩主伊達政宗公が食されたということがここに書かれてあるわけなんですけれども、このことについてのPR効果とかというような、このことについてPRをしたいというようなお考えはお持ちですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 以前より、このはらこめしのPRをする際には、伊達政宗公のお名前を使わせていただいておりますし、28年に以前はらこめしに特化したパンフレットも作成させていただいたんですけれども、そちらのほうにも載せておりますので、今後もそういった形で伊達政宗公のお名前、偉業を伝えさせていただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 最近では伊達成実公もかなりブームになって、こちらにいらしている方が結構いらっしゃいます。何かPRがもう少し足りないような気がするんですけれども、このはらこめしとあわせて、10月8日の日には町を挙げての何かイベントをするというようなお考えはありませんか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 伊達成実公については、このはらこめしに絡めながら、今までは名前は余り出てきませんけれども、今後、自分のところの殿様ですので、そういった形でPRに織りまぜていきたいとも考えておりますが。あと、イベントにつきましては、10月8日といいますと平日になる場合もございます。10月8日がはらこめしの日に制定された日は、28年の場合ですと休みの日でしたので、水産まつりをちょうどぶつけました。平日の場合は、今企画財政課でも毎年やっていますけれども、町内での料理教室、はらこめしの料理教室などを実施しております。

今後もいろんな形で何かイベント、PR等に10月8日を何かできればいいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 第2条の（2）にすばらしい文言がこの文章に並んでいるんですけども、その中で交流人口の拡大及び地域経済を活性させ、魅力あるまちづくり、活力ある地域社会の実現に寄与することとありますけれども、これは具体的にはどのような活動を考えているのか、お答え願います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） どのような活動ということですが、今までも町としてははらこめしというものについて、さまざまな啓発活動、あとは広報活動を実施してきております。同じ考え方で、これからもこの条例制定を機に、さらに町の広報というものを充実させまして、そういったことで交流人口の拡大、それを図ることによって、また実際飲食店等、そういった方たちの地域経済の活性化が図られると考えてございますので、そういった形で今後も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 情報を広く発信するという文言がありますけれども、そうしたら広くSNSを利用して全国にこれを発信していくべきじゃないかなと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） SNSに関しましては、これまでもそちらを使わせていただいて発信させていただいておりますので、さらに充実させて広く発信していきたいと考えてございます。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 はらこめし推進条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 はらこめし推進条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 亶理町保健福祉センター条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第65号 亶理町保健福祉センター条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） それでは、議案第65号の亶理町保健福祉センター条例をご説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

亶理町保健福祉センター条例につきましては、第1条の趣旨にありますとおり、亶理町保健福祉センターを公の施設として設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関しての新規の条例を制定するものでございます。

第1条、趣旨。この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、亶理町保健福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の設置では、センターの機能と役割、名称と位置を定めたものでございます。

第2条、設置。町民の生涯にわたる保健福祉活動の拠点施設及び保健・医療・福祉サービスの中核的な機能を果たす施設として、センターを設置する。

第2項。センターの名称及び位置は次のとおりとする。名称、亶理町保健福祉センター。位置、亶理町字悠里1番地。

第3条の事業では、センターで実施する事業を定めたものになります。

第3条、事業。センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

第1号、健康増進に関する事業。第2号、子育て世代包括支援に関する事業。第3号、介護予防に関する事業。第4号、障害者福祉向上に関する事業。第5号、保健、医療及び福祉団体の育成、交流、情報提供に関する事業。第6号、前各号に掲げるもののほか、前条第1項の設置目的を達成するために必要な事業。

第4条の福祉団体等の施設使用では、第3条第1項第5号で規定する保健、医療及び福祉団体の育成、交流、情報提供に関する事業において、公の施設としてセンターを使用させるに当たり、使用施設の範囲及び福祉団体等の登録について定めたものでございます。

第4条、福祉団体等の施設使用。町長は、保健、医療又は福祉活動を行う団体及び町民ボランティア組織（以下「福祉団体等」という。）の育成及び援助を行うことを目的として、福祉団体等に次に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用させることができる。

第1号から第5号までありまして、すくすくホール、はつらつホール、いきいきホール、調理実習室、会議室となっております。

第2項。施設を使用しようとする福祉団体等は、あらかじめ町長に申し出て当該団体の登録を受けなければならない。

第5条の使用許可及び第6条の使用許可の取消し等では、使用許可、使用条件、使用許可の取り消し及び使用許可取り消しに係る町の免責について定めたものです。また、第7条では使用料を無料としております。

第5条、使用許可。前条の規定により団体の登録を受けた福祉団体等が施設を使用するときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

第2項。町長は、前項の許可を行う場合において、センターの管理運営上必要な条件を付すことができる。

第6条、使用許可の取消し等。町長は、施設を使用する福祉団体等（以下「使用団体」という。）がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反した場合は、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

第2項。前項の規定に基づく処分により、使用団体が損害を受けることがあっても、町はこれに対して賠償の責めを負わない。

第7条、使用料。施設の使用料は、無料とする。

第8条の行為の禁止では、使用団体の営業行為等を禁止することを定めており、また、第9条の損害賠償では、使用団体のセンターの使用の際に、センター内で建物や付属品に破損、滅失が生じた場合の損害賠償について定めたものでございます。

第8条、行為の禁止。使用団体は、施設内において、金品の寄付の募集、署名等を集める行為又は物品の販売その他の営業行為を行ってはならない。ただし、センターの設置目的に沿うものとして町長が認めたときは、この限りではない。

第9条、損害賠償。使用団体は、センターの建物又は付属品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

第10条の委任では、使用団体のセンターの使用申請手続等、詳細事項については、亶理町保健福祉センター管理運営規則を制定し、その規則の中で運用していくことを定めたものになります。

最後に附則として、この条例の施行日は令和2年1月6日とするということでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それではお尋ねいたします。

まず第4条です。福祉団体等の施設利用についてですが、福祉団体等に使用させることができると規定されておりますが、ここで規定されている保健、医療、福祉活動、そして町民ボランティア組織ですね。これは、まず1つ目、具体的にどのような活動団体なのかと。そして、これは町外の団体も含まれるものなのかということですか。

もう1つ目が、団体数はどの程度の数を想定しているのか。

この2つをお願いします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 具体的に今現在ある例を説明させていただきますと、運動を支援するサポーターの会、あと食生活改善の推進委員会、あとは子育てサークル、あと具体的に申し上げますと、障害者福祉を支援する、各地域ごとにあるの

か、そういうところにありますそういった障害福祉を支援する会を具体的には想定しております。

数的には、今把握している段階で約60ぐらい、全て範囲を広げて60ぐらいと想定しております。

町外につきましては、基本的に使用する、受益を受ける方々が町内者なのであれば、それはこちらとしては使用させる方向では考えてはおります。あくまでも受益を受ける方が町民であるということが前提です。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは次に、保健センター設置条例の第2条には、町民の生涯にわたる保健福祉活動の拠点、町民のための施設として目的が掲げられているわけです。第4条第2項には、福祉団体等であり、町長に登録が義務づけられていると規定されていますが、この登録団体には、町内にある社会教育関係団体や、各行政区の町内会、そして老人会等さまざまな団体がございますが、これらは登録して利用することができるのかと。町民ですからね。どうなのでしょう。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 登録自体は基本的にこの事業を行う、もちろん事業の、例えば申し上げますと、この事業の10割のうち1割でもその保健、医療、福祉に関する事業を行う団体であること、そして、亘理町の保健福祉センターを実際に使用する際には、その保健、医療、福祉の事業を実際に行う場合に無料とするという規定がございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） そうしますと、亘理町内には公営施設がございます。1つは中央公民館ですね。これは、そこで活動している団体は減免規定が適用されます。そしてそれ以外は有料になっております。そして、農村環境改善センター、これは明るい農村社会ということで農業者のための施設でございます。これも減免規定があり、その他一般は有料となっております。そして、勤労者青少年ホーム。これは働く青少年が団体拠点として活動する場合は無料、そして一般は有料と。そして最後に、働く婦人の家。これは、働くご婦人の方の団体がそこで活動している場

合は、基本的には無料、そして、一般は有料ということでございます。

これらの団体との整合性というのはとれるのでしょうか。ある一定の団体だけがある意味目的に沿ったということでございますが、町民への機会の均等、公平性の観点ということからどのようにお考えなのかと。当然受益者負担の原則というのはございまして、受益者負担というのは、使う人と使わない人の機会の均等をバランスよくとるという考えで、使う人は一部相応の負担をしていただくということなのであります。これが1点、どういうふうにお考えになったのかと。

そして、亘理町の財政の面から、今大変厳しい状況にあると。過日、一般質問では、同僚議員から財政状況の現状について指摘がなされております。町長からは、使用料も含め自主財源の確保に努めてまいりたいというお話がありました。保健センターの維持管理に充てるべき貴重な、私は有料にして、財源じゃないかと思うんですよ。これを保健センターの維持管理に充てるべき性格のものではないかと思いますが、この件についてどのようにお考えになったのか。

この2つ、お願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 質問にお答えさせていただきます。

あくまでも、亘理町保健センターにつきましては、設置の目的を行う事業ということで限定させていただき無料とさせていただきたいと考えております。

なお、次の質問、自主財源の考え方でございますが、第4条に規定しますとおり、この保健、医療または福祉団体を行う団体及び町民ボランティア組織の育成及び援助を行うことを目的としてというふうに条例で規定させていただきたいと思っておりますので、この亘理町保健福祉センターに関しましては、その団体が使うことにより、その周りの住民にも福祉の向上が図られるという観点から無料とさせていただくと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 先ほどの施設の使用料等からお話しします。

使用料は無料。維持管理費が当然かかるわけです。せめて光熱費、電気料くらいを頂戴するのは、町の財政状況からして当たり前だと思うんですね。幾ら使用目的にかなっているから、だから無料だというのは、ちょっと納得ができません。

2つ目。実は、これは予約制になりますね。第5条、施設を使用するときはあら

かじめという、ある団体がことしいっぱい毎週金曜日という予約をされた場合、どのようにされるのか。その都度、いや、これは違うとかといくのか。そのところをどうするのか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 1点目のご質問で施設の使用料を維持管理費の財源に充てるべきではないかというご質問でございますが、先ほど前段でご説明させていただきましたとおり、その団体の援助をすることを目的としますというのが1点と、県内の保健福祉センター、貸し出しを前提として公の施設として設置しているところがあるんですが、そちらについてはほとんど9割が無料としていると。あくまでも、その団体が使うことによってほかの住民の福祉の向上が図られるというようなことを前提として無料としているということでございます。

2番目のご質問で、毎週金曜日施設の予約をしたらどうなのかと、どうするのかということですが、施行規則の中で3カ月前からということをお設けております。ただし、その中の前提であるのは、町の事業をまずは優先してその施設は使うというのが前提ですので、何か町の事業等が入った場合については、その予約については協議させていただくという形になります。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 第3条の事業でございます。

先ほどの説明では、センターで実施する事業について1号から6号までここに明記されているわけでございますけれども、他自治体、保健福祉センター条例では、この事業の中に健康相談、保健指導、健康検診、さらには保健サービス、福祉サービスの相談に関する事等が明記されているところが多いわけでございます。その辺の考えについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今のご質問にありますその健康相談、子育ての相談事業、こちらについては、もちろん中に含まれていると考えていただきたいと思います。例えば、健康増進に関する事業におきましては、もちろん特定検診等の事後指導とか、そういった健康相談も含まれますし、子育て包括支援に関する事業につきましても、もちろん4月から子育て包括支援センターも開設しますので、その主

な事業が相談事業という形になりますので、この中に含まれていると理解していただければと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 小野でございます。

私は使用料関係について申し上げたいと思いますが、使用料は無料でもいいと思います。それから電気代、光熱費ですね、これは私は取るべきではないかと思えます。それは何かといいますと、私もいろんな施設を利用させていただいておりますが、減免措置の関係で、ある部屋ですと冷暖房料、それから電気代がかかります。せめて使用料は無料にして、そういった光熱費はやはり取るべきじゃないかと思えますので、その辺再考願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 使用料は無料として燃料、光熱費等を取るべきではないかというお考えでございますが、現在のところ、先ほども説明申し上げましたとおりその福祉団体等を援助する、支援をするということを目的とさせていただいておりますので、この条例では無料とさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 保健福祉センターの開館時間なんですけれども、午前9時から午後9時までということになっているんですけれども、これは臨時職員とかを雇わないで全部職員が対応するというところでよろしいのでしょうか。新たな人件費というのは出てこないのでしょうか。まずこの部分を確認したいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今現在の想定では、職員という形ではなく、警備員のほうで運用させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、警備員をふやすとかということもなく、役場とそれから保健福祉センターを一括で警備をするということなんですか。ここの部分だけ、ちょっと警備のために職員というか人件費が出てくるというようなこと

はないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） この貸し出しの部分で人件費を出すという考えはございません。あくまでも一体的な警備の中の一つとして、鍵の貸し出しだったり施錠ということを考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず第2条にセンターを設置すると。設置するのはいいんですが、ここの職員の配置というのはどのようになっているのか。この件についてお聞きします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今後発生するということを考えれば、子育て包括支援センターに職員は配置をいたしますが、職員の配置的には、町の事業に関しては関係課の職員がそちらのほうに出向いて事業を実施するという形になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ということは、通常は職員を配置しないと、そういうことになるわけですね。まずその件をもう一度。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 子育て包括支援センターの職員として配置は、中ではする予定ではいますが、貸し出しに関してだったりとか、町の事業に関しては、そちらに赴いて、課のほうから出て行って、そこに行って職務を行うということで考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今答弁を聞いていますと、ちょっと言いづらそうな、わからないような答弁だったので、ここはやはりきちっと、職員は何名、どこに何名という形も入れておくのがやはりいいのかなと私は思って、今質問させていただきました。

それからもう一つ、施設の使用料は無料。これは無料ということで、それはそれでよろしいんですけれども、じゃあ貸出時間というのは大体何時から何時までという、それがわからない。皆さん借りたい。借りたいけれども時間がない。必要

な事項は規則で定めるということでありまして、規則はどのようになっているのか。その点についてお聞きします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 規則の中で、使用時間につきましては午前9時から午後9時までとすると記載しております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。16番熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） ただいま課長が、無料にする団体は食生活改善推進員ということをおっしゃられましたけれども、食生活改善推進員は年間亘理町から24万円の補助金をいただいて活動しているところでございます。しかも料理教室では、1合の米を持って行って、そのほかの食材は会計管理者に領収書を回すわけですね。ですから、電気代もそういった光熱費も全然取らないということは、ちょっと今の財政困難な時代に少し検討されたらどうかなと思いますけれども、課長、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今、食生活改善推進員の話が出ましたけれども、補助金を町から出していると、それでもお金を取らないのかというご質問だと思いますが、あくまでも育成支援ということが目的ですので、第7条に定めるとおり無料としますというふうにさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 先ほどの貸出時間についてということで、課長の答弁が9時から9時までという話だったわけなんですけど、午後9時になりますと、本当にここには警備員さんしかいらっしやらないという状況でも、こういった貸し出しはやってもらえるということになりますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 警備のほうで午後9時まで対応させていただきたいと思っております。ほかの現施設においても、基本的にはそういった対応をとっておりますので、十分可能だと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。小野典子議員。

5番（小野典子君） よその施設の場合ですと、やはり職員のいる時間帯にこういった受

け付けをするというのが通常ではないかと思うんですが、日曜日とか祭日、ほとんど職員はいないわけなんです、そういうときでも受け付けをするということになるわけですね。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 貸し出しの受け付け、申請の受け付けについては、基本的に業務時間内で貸し出しの申請の受け付けはいたします。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番小野一雄議員。反対討論のほうから。

3番（小野一雄君） 私はこの条例案について反対をいたします。

その理由は、他の施設との、この保健センターについては他町の90%が使用料を無料にしているという報告がありましたけれども、亘理町としては財政難、こういったものを考慮しながら、使用料は無料にして光熱費を取るということでこの条例案の改正案を求めて反対をいたします。

以上です。

議長（佐藤 實君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号 亘理町保健福祉センター条例の件を採決いたします。採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立多数でございます。よって議案第65号 亘理町保健福祉センター条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 亶理町役場の位置を定める条例及び亶理町地域
包括支援センター条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第66号 亶理町役場の位置を定める条例及び亶理町
地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第66号について説明申し上げます。

議案書は6ページになります。

亶理町役場の位置を定める条例及び亶理町地域包括支援センター条例の一部を改
正する条例でございます。

今回の改正につきましては、現在順調に建設が進んでおります役場新庁舎及び保
健福祉センターの移転に伴い、その所在地を変更するものでございます。

第1条、亶理町役場の位置を定める条例の一部改正。

亶理町役場の位置を定める条例の一部を次のように改正する。

続けて第2条、亶理町地域包括支援センター条例の一部改正。

亶理町地域包括支援センター条例の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表で説明いたします。対照表の1ページをごらんいただきた
いと思います。

第1条関係。亶理町役場の位置を定める条例。現在の所在地、宮城県亶理郡亶理
町字下小路7番地4から宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地に改正するものであり
ます。

続いて、新旧対照表の2ページをごらんください。

第2条関係。亶理町地域包括支援センター条例。第2条第2項の表中、位置につ
いて、前第1条と同じく亶理町字下小路7番地4から亶理町字悠里1番地に改正
するものでございます。

議案書6ページに戻りまして、附則。この条例は、新庁舎の開庁予定日である令
和2年1月6日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 亶理町役場の位置を定める条例及び亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 亶理町役場の位置を定める条例及び亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号 亶理町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第67号 亶理町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、続いて議案第67号 亶理町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は7ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布され、改正公職選挙法では選挙公報の掲載文を電子データでも提出できるように見直されたことなどが主なものでございます。この変更の関係につきましては、選挙公報の発行に関する規定の第2条掲載の申請の中で追加変更を行っておりますが、これに合わせて文言の整理が行われたため、条例の一部を改正するものであります。

亙理町選挙公報の発行に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明いたします。3ページをごらんください。

第3条、掲載文の申請において、現行「具し」、意味は昔言葉でそろえる、備えとありますが、現在の用語に合わせまして、改正後、下線部のとおり「添付し」に改正するものであります。

議案書7ページに戻りまして、附則、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 亙理町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、新旧対照表の3ページになりますが、第3条が掲載文の申請についてです。他の自治体の類似の条例を見ますと、掲載の申請、掲載文の申請とまちまちです。それは条文中、「候補者が選挙公報に氏名・経歴・政見等の掲載を」という表現の中にほとんどの自治体が「氏名・経歴・政見」の後に「写真等」を入れており、写真は文書でないことから、表現が掲載の申請、掲載文の申請と判断が分かれているようです。

今回は後の文言の整理の改正でしょうから今回はいいですから、今後、この内容について検討する考えはございますか。

具体的には、白石市、岩沼市、涌谷町等のインターネットを拝見してわかったこととございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 写真、この中で政見等で全て含まれておりますけれども、そういった例もあるということで、今後選挙管理委員会等の中でその辺のところも議題にしていきたいと思います。必ず直すということではなくて、その辺を議題にして検討していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 亶理町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 亶理町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第68号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。

議案書は8ページ、新旧対照表は4ページをお開き願います。

議案第68号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例。

亶理町印鑑条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面において旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から、申請をした方に限り、住民票や個人番号カードなどに旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることに伴い、印鑑登録証明書にも旧氏併記ができるよう本条例の一部を改正するものでございます。

なお、改正内容につきましては、今回の一部改正例公布に伴いまして、市町村が行う印鑑登録事務の準拠すべき事項を定めた国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されておりまして、この改正内容に従い、旧氏記載に関する文言の追加、整理等を行うものでございます。

説明については新旧対照表4ページをごらんください。

まず、第2条第1項でございます。印鑑登録の資格に関する規定になりますが、

国の要領に合わせまして下線部分のとおり文言を改めるものでございます。

次に、第3条は登録する印鑑に関する規定になりますが、第2項第1号及び第2号において、下線部分のとおり旧氏記載に関する文言をそれぞれ追加するものでございます。

次に5ページに移りまして、第5条第5項は、印鑑登録原票への登録事項に関する規定になりますが、第4号について旧氏記載に関する文言の追加等を行い、下線部分のとおり改正するものでございます。また、同条第6項につきましては、国の要領に合わせまして文言を改めるものでございます。

次に、6ページに移っていただきまして、第13条第2項につきましては、職権により印鑑登録を抹消する事項と、抹消した者への通知に関する規定になりますが、国の要領に合わせまして第6号に規定する外国人住民である者が中長期在留者などでなくなった場合を通知の対象から削除するものでございます。同項第5号につきましては、下線部分のとおり旧氏記載に関する文言の追加及び整理となります。

最後に、第14条は印鑑登録証明書への記載事項等に関する規定になりますが、第1項第2号及び同項第6号において、下線部分のとおり旧氏記載に関する文言の追加、こちらを行うとともに、国の要領に合わせ文言を改めるものでございます。

議案書の9ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） こちら旧氏も登録によって載せられるということで、過去に今まで、この旧氏を載せられないかとか、そういった問い合わせというのはどれくらいあったのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） これまでは特にそういったお話というのは伺っていないところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今回こういったことで、載せるという人が少なからず出てくるのかなとは思いますが、こちら旧氏を載せることによるメリット、デメリットなんていうものがあれば、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） メリットにつきましては、現在仕事の都合で旧氏を使って活動している女性がふえておるということで、こうした方については本人確認というのがどうしても必要なんですけれども、今回法が改正されて、住民票とか、あとはマイナンバーカード、あとは印鑑登録証明にも、旧氏を併記することによって本人確認が容易にできるということがメリットの一つと、あとは、今回、旧氏を併記することによって契約関係ですね。例えば保険でありますとか、あとは携帯電話の契約、あとは銀行口座などもそのまま引き継ぐことができるということで、そういったことがメリットとして挙げられると思います。

デメリットについては特になく考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 内容はわかりました。

ただ、この手続によって、この役場庁舎内で発行される、例えばマイナンバーだったりとかそういったものに関しても、自動的に切りかわっていくのか。

それと、こういったものがかなり今後出てくるのであれば、事務負担というのがどうしてもふえていくのかなと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） まず1点目なんですけれども、手続としては、記載するに当たって請求手続というのが必要になりまして、こちらは町民生活課の窓口で、マイナンバーカードと、あとは記載する旧氏、これを証明する戸籍謄本などを持ってきていただきまして、手続をしていただくと、住民票とマイナンバーカードと、あとは印鑑登録証明、この3つは自動的に旧氏併記されるようになります。1つの手続で全て旧氏記載の手続が完了するというようになっております。

また、これに伴う事務負担の増ということなんですけれども、この辺は、まだど

のくらいの方が手続というか請求手続をされるかわからないので、ちょっとどのくらい負担になるかは、今のところ正直わからないところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 大したことではないんですけども、もしこの印鑑、旧氏の印鑑登録と新氏の印鑑登録を2つ持つということはできないんですか。要するに、使い分けできるような印鑑証明書を持てるという。この場合はこっちの印鑑を使う、この場合はこっちの印鑑を使えるような、併用できるような印鑑登録というのは可能なかということです。（「1人1つだから」の声あり）

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 印鑑登録については1人につき1つということになっておりますので、それぞれ2つ登録して使い分けるといったことはできないところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第69号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第69号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第69号の亶理町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

議案第69号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例。

亶理町課設置条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、第5次亶理町総合発展計画に基づく町政運営の推進のため、また、時代の転換期を迎えさまざまなニーズ、変わりゆく社会情勢に先行して対応するため、現在の行政組織の見直しを図るために条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明申し上げますので、新旧対照表をご準備願いたいと思います。8ページ、9ページをお開き願います。

第2条の課の設置につきましては、現在、町長事務部局には12の課があるわけですが、それを14課に改正するものでございます。

企画財政課については前回の機構改革の際にも十分検討いたしました。新庁舎の建設や復興事業の完遂に向けて、そういった取り組みなどを企画分野と財政分野での統一的な見解と、また各種事業の復興を推進すべきとの考え方から分課を見送った経緯がございますが、双方の事業がこの3年間で順調に推移しているということとともに、企画部門での業務量の増加、また財務部門においても健全財政の維持、また町の財源として今後ますます重要になるふるさと納税などへの対応、こういったことを踏まえまして、今回、企画財政課を企画課と財政課に分課するものでございます。

福祉課につきましては、今後高齢化率のさらなる上昇は確実であり、令和20年度から令和30年度にそのピークを迎え、あわせて社会保障費の増加が想定されてお

ります。介護予防の推進など現段階から体制を整えるべく、高齢者部門を新設するとともに、社会福祉の関係については、各種障害者手帳の所有者が年々増加傾向にあり、自立に向けた個々のニーズにきめ細やかに対応するため、福祉課を福祉課と長寿介護課に分課するものでございます。

次に、第3条でございますが、9ページをごらん願います。

第3条には各課の分掌事務を載せておりますが、改正に係るものについてご説明申し上げます。

まず初めに9ページの中段ですが、現行企画財政課を企画課に改めるとともに、第2号、復旧・復興に係る総合調整に関する事、第5号、町の予算及び財務に関する事及び第6号財産の管理、取得及び処分に関する事を、新設します財政課に第1号から第3号として引き継ぐものであります。また、第3号、第4号については一つずつ番号を繰り上げるものでございます。

続いて、10ページをごらん願います。

現行福祉課につきましては、今後の超高齢社会の急速な進展に対応するため分課し、福祉課と長寿介護課を新設するものでございますが、第2号、老人福祉に関する事を、高齢者福祉に関する事として長寿介護課の第1号に引き継ぎます。同じく、現行福祉課の第3号、地域包括支援センターに関する事及び第4号、介護保険に関する事を、長寿介護課の第2号、第3号として引き継ぐものでございます。最後に、改正後の福祉課に第2号として障害者福祉に関する事を追加するとともに、被災者支援に関する事を第3号に改めるものでございます。

条例では課の設置、分掌事務について定めたわけでございますが、今後条例改正可決後に、各課、各班の分掌事務について行政組織の規則等の改正を行う予定でございます。

それでは、議案書の13ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今回の改正については、全体としてはやっぱりこの課の分課並びに

事業の拡充という形の改正という形に見受けられます。

そこで、来年の4月からこれが施行されるわけでありますが、全体の職員数はどれくらい拡充していくのかと。同数で行うのかと。これは全体的には、説明では業務の量がふえていると。課が分課するわけですからコストもふえるわけですので、その辺のお考えはどうだったのか。

あと、そして企画課に設置される情報政策班はどういう事務内容なのか。

この2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 職員数については、基本的には定員管理計画に基づいて行っておりますので、この分課した関係で増となることは考えておりません。ただ、来年度から会計年度任用職員の関係もございまして、この前もお話ししましたが、今後の議会終了後に各課のヒアリング等を行いまして、会計年度任用職員と一般職員といますかプロパー職員との人事配置を、来年の4月1日に向けて実施していくという考えでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。（「まだ」の声あり）企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） ただいまの情報政策班、こちらにつきましては、現在も取り組んでおります各課も含めましたシステムの関係の仕事のほか、広報広聴、あとはSNS関係、そういったものの発信関係の業務となってきます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 次に、今回改正に当たってのもろもろの議論があったと推察されるわけですが、震災復興事業というのは最優先の政策であるはずであります。今現在、互理町においては少子高齢化がご案内のとおり進展して、震災により人口が減少しているわけでございます。被災地においては、荒浜地区、吉田東部地区への定住促進が互理町の最優先課題と考えられているわけですが、今回の改正条例においては、定住促進について、重点政策として課の設置とか、そして課の分掌事務についてはどのようなお考えだったのか。まずご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 今回の改正につきましては、企画財政課の分課と福祉課の分課ということが中心になってきております。今議員おっしゃいますような定住促

進、こちらもしっかり重要な施策になってくるんですけども、こちらにつきましては現在の企画財政課内でやっているものを引き継ぎまして、そのまま企画課で取り組んでいくという考えでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 次に、町長にお伺いしたいと思います。

町長就任以来、約1年半という月日が流れております。公約として、新たな交流人口増加につながる観光産業を第3の基幹産業に育てたいという大きな公約の柱がございます。であれば、公約の実現に向けた観光事業の政策を展開するために、観光行政の体制づくりについては、今回観光課の独立した設置とか、そして観光事業についての拡充及び充実について、そういったお考えはあったのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、今回は商工観光課ということで、そのまま4月以降も続けていくわけですが、観光だけに特化するというより、観光をするためにはやはり商工とも連携しなければなかなか、仕事と連携する観光でございますので、観光だけを1つにするというのは、私は難しいことだと。それではなかなか、観光だけに特化しても厳しいのではないかと。やはり商工業、そういうものを今まで以上に皆さんにやっていただきながら、それでお客さんを寄せてくるというのも大変大事なことだと思っておりますので、商工と観光を今のところは分離する予定はございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 一般質問でもお話ししましたがけれども、この事務分掌の中にふるさと納税の担当が1項目も入っていないと。町長に聞くけれども、やっぱりその意気込みとなれば、職員がそういう項目の入った看板を背中に背負って一生懸命仕事をするというような看板がない、この復興計画の中にはね。そうした場合、今後は規則でも要綱でもいいか、それともこの中に、改めてふるさと納税で企業的な感覚を持った人間を配置するような一つの素案を入れて一生懸命当たらないと、財政難に太刀打ちできなくなるという考えで、町長みずからふるさと納税に関する仕事をぼんとここに投入すると。そういう考えは持っていないでしょう

か。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 一般質問でもお答えをさせていただいております。とにかく町の財政が今後厳しくなるということは、もう目に見えているわけですので、その中で収入を上げるためには、やはりふるさと納税、そちらには注力をしていきたいと思っております。今後私なりに検討しながら、それにたけた人材とかそういうものも考えながら、今回は財政課のほうで対応していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今回、子育て世代包括支援センターが新設されるわけですが、子育て世代包括支援センターは子ども未来課、健康推進課、それから学務課、そして多分福祉課のほうにもつながると思うんですけども、これはワンストップ窓口と捉えてよろしいのでしょうか。まずこの点をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 子育て包括支援センターの件でございますが、そういう形になろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） あと、もう一つお聞きしたいと思います。

定住促進のことも聞こうと思ったんですけども、これはわかりましたので、企業誘致については、商工観光課でやっていくんだと思うんですけども、やっぱり企業誘致も特化した方が絶対必要だと思うんです。中央工業団地、3,000ヘクタールですか。ここを何とかお金にさせていただいて、町の財政的な部分ではもう厳しいと思うんですけども、ここら辺でも力を入れていくというか、そういう窓口の設置というのは考えていないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 企業誘致に関しましては、以前、中央工業団地の対策室を設けてやっていたわけですが、その後、商工観光課で今現在やっている状況でございます。そういった経緯もございますので、今後の商工観光課の商工労働班で継続してやっていきたいと、これまで以上に力を入れてやっていき

たいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお伺いをいたしますけれども、町長の説明の中で今回の機構改革、簡素で効率的な行政ということでお話をされましたけれども、私が思うのには、親切でわかりやすい行政というのも必要だと思うんですよ。よく聞くのは、窓口で町民の方が行くんですけども、どこの窓口に行ったらいいかわからないとか、そういったときがあって、あと、忙しく働いているものだから声をかけてくれないというか、かけづらいというところがあるんですね。だからそういった点からいうと、今度は新しい庁舎に移るわけですから、特に課も変わるということも考えたら、そういったところも親切にわかりやすくやるような体制をやっぱりつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 今回の機構改革の2つの課の分課につきましては、名称等についてもやっぱりいろいろ議論にはなりました。その中で、最終的にこれが一番わかりやすいだろうということで4つの課の名前をつけたわけなんですけれども、新庁舎に移りましても、やっぱりわかりやすいようにそういった表示に努めていきたいと。あと、職員についても、これまで以上に親切丁寧に来庁者の方に対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 互理町課設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 互理町課設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 亶理町地区交流センター設置条例の一部を改正
する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第70号 亶理町地区交流センター設置条例の一部を
改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第70号 亶理町地区交流センター設置条例の
一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の14ページをお開
き願います。

議案第70号 亶理町地区交流センター設置条例の一部を改正する条例。

亶理町地区交流センター設置条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、役場新庁舎、保健福祉センターの移転に伴う亶理地
区西側住民のサービス維持、そして各地区交流センターと各地区まちづくり協議
会の事務局の併合などを目的に、令和2年4月から中央公民館内に亶理地区交流
センターを設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明申し上げますので、新旧対照表をご準
備願います。12ページをお開き願います。

第2条の名称等についてでございますが、現在、吉田、荒浜、逢隈の3カ所の地
区交流センターがございまして、吉田地区交流センターの前に新たに亶理地区交
流センターを追加するものでございます。

なお、位置につきましては、亶理町字旧館61番地22とするものでございます。

では、議案書の14ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでござい
ます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 交流センター、以前は役場支所という形で、その名前が変わったと
理解しています。

問題は業務内容ですが、各地区にある、3つですが、各種証明書発行、これについては亘理地区でもほかの交流センターと同じようにやるのかどうかですね。各種証明書。駅東、悠里館、あそこはほかの交流センターと違う発行を、いわゆる内容がちょっと違うわけですが、こちら亘理地区はどのようになるのか。各種証明書は5つか6つあります。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 亘理地区交流センターということで、こちらの交流センターにつきましてもほかの3地区と同じ交流センターということになりますので、業務内容につきましては、証明書の発行、その他全て同じ内容となります。ただ、やっぱり施設によりまして管理する施設がちょっと変わってきますので、亘理地区ですと中央公民館のほかに体育館、あと武道館とかそういうところまでございますので、そこまではちょっと若干、ほかのところよりも施設がちょっと多いという面はありますけれども、全て基本的には同じ内容で行うということになります。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 亘理交流センターが追加になりますよと。この関係で、まず他の3地区と同じような業務内容をやっていくんだと、今お話がありましたけれども、職員数はどのように配置するのか。1点目。

それからもう1点は、まちづくり協議会との関連性といいますか、交流センター所長が新たに恐らく任命されるのかなと。そうすると、そこにまちづくり協議会が同居するような形になろうかと推測されるわけですが、それで今度、交流センター所長とまちづくり協議会との関係というんですかね。業務の関連性。この辺をどのように考えているのか。将来展望を含めていろいろあるかと思いますが、その辺の考え方をまずお尋ねしたい。

最後に、区長会との関係。交流センターを発足します。そうすると、まちづくり協議会と、前段に言っていたように、区長会との関連、関係はどうなるのか。ちまたでは、まだ我々議員間にはお話がないのでありますけれども、各区長の皆さんから聞くと、いわゆる将来、区長が云々だというような話をされます。その辺の今後の将来展望について、町長、ひとつ考え方を話し合いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） まちづくり協議会に関しましては、とにかく地域のさまざまな問題を今後とも掘り出していただくということで大変必要な団体で、それで地域をつくっていただいていると思っておりますので、必要な団体を認識をしておりますし、私もまちづくり協議会で活動した者として、今後とも今まで以上にバックアップをさせていただきたいと思っております。

今回こちらのほうに支所的な考えで亘理地区交流センター、各地区にも交流センターございますが、先ほど企画財政課長が話しましたように、少し亘理地区の場合、公民館業務とか、あと体育館、そして武道館と業務が多いものですから、ほかの交流センターよりも人員は少しふやして職員を配置させていただきたいと思っております。そういう形で、それプラスまちづくり協議会の事務局の方々をお願いしまして、そちらはまちづくり協議会を専門にやっていくという形になると思っております。

あともう1点、今後の区長会の関係に関しましては、そちらに関しましては、総務課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 区長制度といえますか、その関係についてはまだまだ協議中といえますか、総務省からのいろんな通達もまだ来ている状況でございます。ただ、総務省からの通達によれば、今行政区の区長については非常勤の特別職公務員としているんですね。非常勤の特別職という扱いで町長が任命している形をとっております。ただし、今回の改正で厳格化ということがございまして、定められたもの、総務省が示した者じゃないと非常勤の特別職として雇えないというのが出てきております。議員の皆さんに完全な形でまだ説明できる段階でなかったもんですから、今押さえているところなんですけど、各行政区長の方たちと今お互いに勉強して、いい制度に持っていけるようにということで考えております。ただ、総務省で言っているのは、公務員の非常勤の特別職じゃなくて、自治組織としての行政区というかそういうものがあるべきじゃないかという指針的なことは出ておりますが、やはり本町に合ったそういった組織づくりが必要であるということで、今勉強しているところでございますので、もう少しある程度の形が固まりましたら説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） ほかに。小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 将来展望、区長会については今勉強中である。

そこで、4月1日、ここに交流センターを発足させるわけですね。できればこれと同時に並行してできないものか。努力してやっていただきたいなと思います。

それからもう1点。現在、亘理のまちづくり協議会の事務局といますか、あそこは民間の土地、あそこを借りていますが、これらの移転、引っ越しといますか、その辺はどのようにいつごろに考えているのか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 確かに総務省からの指針的に出されているのは来年4月からということですが、実際に通達が、法の改正については29年にあったわけなんです。実際の具体的な通達については昨年冬ごろだったという気がしますけれども、4月からすぐそういった形に持っていくのではなくて、やはり現在の行政区長の任期が来年、再来年までありますので、その3年間の任期が変わる時点できちんとした形をとっていきたいということで、今考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 現在の中央公民館の中にいつまちづくり協議会が移転するかというお話になりますが、今回の条例改正につきましても来年の4月1日から施行ということで、4月1日から交流センターが設置されます。現在新庁舎建設中で、今の予定ですと1月6日にあちらに移りまして業務を開始するということで、今年中に引っ越し作業等を行う予定になってございます。そうなりますと、中央公民館の中に入っている今の生涯学習課、学務課、そういったところもそちらに引っ越しすることになりますので、1月以降、そちらの施設があいたところに4月までの間に引っ越し作業をしていただくという予定になってございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 亘理地区の交流センターを今回設置することなんですけれども、一つは、ほかのところの交流センターでは区長会のお世話役とか衛生組合のお世話役、消防後援会のお世話役とか、いろんなことをやっているわけですが、今までそういう亘理地区のことについては町で担当していたような気が

するんですけども、それも全て交流センターに移管されるということになるのかどうか。

それからもう一つです。中央公民館としての、今まで3つぐらいあった公民館の中でも、町を代表する中央公民館という立場があるわけですけども、その中央公民館という役割というのはどんなふうになるのか。それをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 新しい交流センターでの業務ということになりますが、先ほども申し上げましたけれども、全てほかの地区交流センターと同じになりますので、一切の業務を互理地区交流センターで同じようにするという考え方になります。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 中央公民館事業につきましては、引き続き実施していくという流れになると思います。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 多分、今やっている事業はそのまま継続されるんだと思うんですけども、この中央公民館という名称そのものは、これからもずっと使っていくわけなんですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） はい、引き続き使っていく予定でございます。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） もう一つ、最後に伺いますけれども、今中央公民館では、それぞれの施設の貸し出しとか申し込みとかというものもずっとやっておったんですけども、それも全て、今の業務そのもの全てが、中央公民館の業務全てが今までどおり継続されるということでもいいんですね。

議長（佐藤 實君） 誰が答えるんですか。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 中央公民館ですけども、貸し館以外の事業につきましては、生涯学習課で対応するということになります。

あともう1点なんですけども、先ほど私、全て互理地区交流センターに引き継いで、そちらで同じように全てするというお話をしましたけれども、ちょっとその内容で現在検討している、そういうふうに進めたいということで今進めているという

ことで、ご理解いただければと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 皆さんの答弁を聞いていると、何だかあっちゃこっちゃあつてわからないですよ。生涯学習課長は、中央公民館はそのまま存続させてやると。企画財政課長は、交流センターに体育館、武道館、中央公民館を移管させて地区交流センターが管理するというようなニュアンスにとれるし、どっちが本当なんですか。中央公民館では何をやるんですか。ただあそこの会場を使わせるだけですか、そうすると。その辺きちっと整理して答えてもらわないと、みんなあわあわになっている。もうちょっと、休憩してもいいから整理して答えを出してください。

議長（佐藤 實君） 暫時休憩をいたします。

その間に当局側は、ただいまの質問に対してのまとめをお願いします。

以上をもって休憩といたします。

再開は13時ちょうどにします。休憩。

午前 11時50分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号に対しての休憩前の答弁に対し、当局からの再答弁を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、亘理地区交流センターの関係の先ほど鈴木議員からあったことに対してお答えさせていただきたいと思います。

まず、亘理地区交流センターにつきましては、ほかの3地区同様に亘理地区の公民館活動について実施していくと。それとともに、館の貸し出しとか管理のほうも亘理交流センターでやっていくという形になります。

また、中央公民館の関係でございますけれども、そちらについては町全体の管理をするという役割がございますので、それにつきましては生涯学習課で、中央公民館の関係につきましては持っていくというような流れになりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 知っている範囲ですけれども、交流センター長がいて、まち協の事

務局長がいて、まち協の会長がいて、そして中央公民館長は誰かが兼務するんだろうと思いますけれども中央公民館長がいて、何か長がつく人が何人もいます。その管理体制。今言っているように、中央公民館は町の中央にある公民館だから中央公民館的な仕事をやる。それはどういう仕事だかわからない、生涯学習課でやる仕事というのは。中央公民館の仕事。貸し出しは地区交流センターでやるということなのね。（「はい」の声あり）何だったら中央公民館だって、中央公民館の仕事をするんだったら貸し出しまで自分のところの、人にやらせる必要はないね。これ中央公民館長、多分地区公民館長というのは兼務になるんだと私は察するんだけど、そういうことからいうならば、中央公民館の仕事は互理地区の地区交流センターの中にすぽんと入れ込んだほうがわかりやすいリズムだと。あと考えられるのは、今から半年後か、来年の3月になったら、まち協の事務局長がなくなるという話なんですけれども、そうすると、まち協の事務局長兼交流センター所長兼という形になるのか。その交流センターの上にまち協の会長がいる。まち協の会長の所掌というか命令系統というのはどこまでできるのかわからないけれども、その辺の整理した内容をお話ししてもらわないと、まち協があって地区交流センターがあって中央公民館、誰の命令が、トップは誰なんだという、そこら辺の話を説明してください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） ただいまのまち協と地区交流センターのところの関係ということになるかと思うんですけれども、まず、地区交流センターにつきましては、当然所長というのがそこにいることになると思います。今度はまち協の事務局を地区交流センターの中で実施するということになりますので、考え方といたしましては、当然まちづくり協議会というのは町と独立した別の組織になりますので、そちらの事務を担わせていただくという形になります。それで、今事務局長というお話も出ましたけれども、考え方としましては、今後町の臨時職員等で対応するという形になるんですけれども、事務局ということで。会計年度任用職員の中には特別の職務というのがないものですから、その事務局長というもの自体はなくなる形になります。ただ、そういった意味合いでそういった仕事は、実質的には所長等が兼ねるような、もしくはその職員が兼ねるような形にはなっていないと思うんですけれども、まず事務局長というものはなくなります。何といえ

いいんでしょう。例えば、今現在も各地区交流センターにおいては、区長会とかいろいろな団体とかを持っていて、事務局を持っていますので、イメージ的にはそういう形で事務局を町で担っていくという考えで進めているところでございます。

以上になります。（「会長はどうなっていますか」「そのまま継続」の声あり）

まち協の会長につきましては、あくまでも別の組織という形になりますので、会長は会長でそのまま、そのまちづくり協議会の会長ということでその団体の長としていただくといい形になろうかと思えます。（「中央公民館の事務は」の声あり）中央公民館の事務は、先ほど生涯学習課長が述べましたとおり、亘理地区の事業等については当然地区交流センターで実施すると。中央公民館の業務については生涯学習課で実施するという考えになろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。最後です。

- 1 番（鈴木高行君） 一つ疑問に感じるのは、まち協の会長の立場というのは何か浮いているような感じになるのね。何でまち協の会長を設けなきゃならないのかという考え方になってくる、こういうふうに浮いてくると。まち協の権限の中でまち協の会長が何を指示しても、やっぱり地区の交流センター長のほうが、まち協の事務局長を持っているし交流センターの所長も持っているし、中央公民館の館長も持っているし、そうしたらまち協の会長というのは何をやる人かわからない。まず浮いてくるわね。要らないんじゃないか。多分これが4館ともそうなるような形というか、そういう権限になってくるので。だから、まちづくり協議会を育てようという行政側の考え方と相反するような考えなんですね。将来の考え方を町で言っているのは、公民館活動を指定管理者に持っていくと。そして地域は地域の方々で地域づくりをやってもらうという基本的な考え方があるはずなんですね。その基本的な考え方に、今の考え方からいくと、まち協の会長というのがぼんと浮いてしまって外れたような形になると。もうちょっとまち協に対して、やっぱり力を持たせるためにはそれなりの手当てをしてやらないと、消滅していくような気もするし、またもとのように役場職員が全部地区センター長を、イコールまちづくりをやるような形に戻ってしまうという気がするんですね。だから、その辺のまち協の会長さんの立場がどういうふうにあるべきなのか。どんな会長の指示命令系統が持てるのか。報酬がないからそんな大きい力はなくてもいいと

か、そういう考え方じゃなくて、そのまちづくり協議会の中の長なんだから、それなりのやっぱり権限というのは必要だと思う、言ったとおり。地区の交流センターの長だって話は聞かなきゃならないと思います。一番その内容をわかるんだから。

そういうトータルのことからいくと、ちょっと考え方が、地区の交流センター長のほうが強過ぎる。全然、皆剥がされていって孤独になっていくし。あと、さっきの中央公民館だって何で生涯学習課で、中央公民館の事業は何をやるかわからないけれども、貸出事務だけ扱うのかな、中央公民館で。そのほか中央公民館として単独で事業を行うというのは何をやるつもりでいるのか。その辺も。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） まちづくり協議会の会長ということでのお話かと思います。

議員おっしゃるとおり、町では、将来的にはまちづくり協議会の指定管理ということを考えておきまして、そういった方向で進めていきたいと考えております。

それで、権限について、所長のほうがというお話があるんですけども、あくまでも、先ほども申しましたが、まちづくり協議会は独立した組織ということで、あくまでもそちらの会長もしくはそちらの協議会のメンバーの意向、そういったものを基本的な考えとしてそういった事業に取り組んでいくことになるかと思っておりますので、その辺、地区交流センターと。あくまでも事務局は、そちらのサポートをさせていただくという考え方になりますので、その辺うまくすり合わせしながら、まちづくり協議会と地区交流センター、進めていければと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今現在の亶理町の公民館条例の中におきましては、亶理町中央公民館というのはどういうことかといいますと、町全体及び亶理地区のことについてということで載っております。あと、ほかの公民館については当然、荒浜については荒浜地区、吉田地区、逢隈地区ということでございますので、亶理町中央公民館については、町全体の部分と、あと亶理地区に限定した部分ということで、ここは2つの業務を担っております。その中でも、亶理地区に関する事業関係、そういう講座とかですね、（「何事業をするんだと聞いているの」の声あり）中央公民館の事業ですか。（「はい」の声あり）中央公民館で今現在、

町全域としてやっている事業というものにつきましては、今年度については町民全体に関してのウォークラリー大会とか、今までですと賀詞交歓会とか、そういう形でやっていたものでございまして、その大きい部分だけについては生涯学習課で持って行って、あと亙理地区を対象にした事業、いろんな講座関係、そういうものについては3地区同様に交流センターで今後やっていただくというような考えでございまして。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今までの議論をちょっと整理する意味も含めて、再度お尋ねいたします。

今現在、中央公民館が設置、条例でされております。今現在、その中央公民館は生涯学習課の中で町職員が中央公民館をステージに多くの事業を展開していると。それが、1月に生涯学習課並びに学務課が新庁舎に移転すると。そうすると、こちらがあいてしまうということで協議会が入ると。そして交流センターを設置すると。そうすると、交流センターの仕事というのは、先ほどからのお話でありますと、その窓口等の貸し館の事務ということなのですか、交流センターの事業。そして、こちらのほうの新庁舎に移った生涯学習課に中央公民館が入っていますので、そこで、今現在ある空になった交流センターが設置されるところで中央公民館の事業を展開するという理解でよろしいんですか。中央公民館自体を全くその交流センターの中に仕事として取り込んで、そこで町役場職員が中央公民館の事業も一緒に行うということなんですか。そのところがちょっとはっきりわからないんですね。そこをちょっと、もう一度説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 説明が悪くて済みません。申しわけないんですけれども、あくまでも、亙理地区交流センターで行う事業につきましては亙理地区、仮に亙理公民館、そんな感じのイメージを持ってもらうといいんですけれども、そちらでほかの3地区も公民館事業をいろいろやっていますけれども、亙理地区につきましても、亙理公民館としての事業関係については交流センターでやっていただくという流れでございまして。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、これまで中央公民館の事業としてやっていた公民館

の事業自体を交流センターに移管する、移転するということになるわけですね。
そして、そこで窓口の貸し館の仕事も交流センターでつかさどるということになるわけですね。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 中央公民館でやっていた事業をそのままするかどうかは、新しく交流センターになった時点でいろんな事業をこれから展開していくような形になりますので、そこは必ずしも今年度でやっていた事業が来年度以降も引き続き交流センターでやるかどうかというのは、4月になってから、その中で事業をいろいろ展開していくものと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 新しく交流センターをこの旧館61の22に設置する場合、この交流センターが持つ機能をお尋ねしているわけなんです。その機能、どういう仕事をここでやるのかということですね。今までの部分からどういう形を仕事としてこちらにシフトするのか、仕事をさせるのかということが何かちょっとはつきりわかりにくいということで、再度確認も含めて聞いているわけです。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 何度も申しわけありません。

新しい地区交流センターでやる業務といたしましては、まず大きなものとしては証明発行業務、そのほかに貸し館業務、そのほかに、今ちょっと話題になっております互理地区の公民館事業というものを地区交流センターで。あと、そのほかに、もちろんまちづくり協議会に関する事務ということで、そういったものが主な仕事になってくるかと思えます。

議長（佐藤 實君） それで答えはよろしいですか。佐藤邦彦議員、もう質問の回数は終わりました。よろしいですね。（「はい」の声あり）

そのほかに質疑。5番小野典子議員。

5 番（小野典子君） 先ほどから話になっている交流センターの事務ということで、今企財の課長は証明発行業務であるということをお話くださったんですけども、そうしますと、まちづくり協議会が現在の中央公民館に移った段階で、証明発行というのはまずすぐにはできないと思うんですが、そういったときに町職員は全員が向こうに行くというわけにはいかないで、ここに少し残留するとか、そうい

った形で業務の構築というものをやっていくということになると思うんですが、その辺どうなんですか。4月1日からなんですけれども、その準備という。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 亘理地区交流センターにつきましては、来年の4月1日から考えてございますので、そちらに今度新たに地区交流センターの職員が配置になりますので、そういったところで証明等の発行は行っていくかと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） ちょっと説明が下手なんだと思う。言うこと理解できない。我々がちょっと理解できる能力がないかどっちなんだけれども。

今、中央公民館と地区交流センターの話をしていますよね。職員さんの役割分担をどうしているかと。仕事があって、それを誰がどういう業務でさぼるかという話だと思うんだけど、今その説明を皆さんが一生懸命やっているんだけど、それがなかなかわからない。生涯学習課の課長が言うには、中央公民館は町全体の仕事と公民館事業がありますよと。町全体の仕事とすればウオークラリーとか賀詞交歓会で、亘理地区に関しては講座関係をやっていますよと。その講座関係は地区交流センターができたときには多分、例えば20あったら10ぐらいずつ別々にするのか、そういうんじゃないかと、それともあくまでも今までの講座関係は継続して、窓口は中央公民館として生涯学習の方が受け付けするのかね。場所はこっちですよ。生涯学習課はあっちに行っちゃいますよね。例えば、いろんなカルチャースクールがあって、申し込みするときは中央公民館に行くわけですか。それとも生涯学習課のほうに行くんですか。（「中央公民館」の声あり）ということは、誰か職員さんを置くわけですよ。では、職員さんを置くときに、ウオークラリーと賀詞交歓会と講座関係だけのために職員さんを残すわけですか。だったら、それを全部ひっくるめて交流センターにお願いすればいいんじゃないですかという話なんです、私の考えは。何でこんな人件費、大した……大したことない仕事という申しわけないんだけど、そのために職員さんを置くというのはどうなのかなという感じがするの、私はね。だからもう少し、中央公民館はこのくらい仕事があって、これに職員さんを何人か置きますとか、地区交流センターは施設の貸与と証明書と公民館事業。公民館事業といっても何をやるかわからないですけれども。だから、ボリューム的にはそんなにならないような

気もするんだけど、何かこう担当がばらばらになって、その辺の説明が我々に……

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 本当に説明が下手で大変申しわけないんですけども、考え方としましては、中央公民館としての職員というのはいないといえますか、全て地区交流センターの職員が兼ねてそちらの事務はすることになります。先ほど生涯学習課長が言ったように、町全体の公民館に係るような事業については、生涯学習課がその事業を中央公民館で実施すると言えればわかりやすいのでしょうか。その中央公民館自体に中央公民館の職員というの存在しないという考え方になります。あくまでも地区交流センターの職員ということで進めていくという考え方になりますけれども。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 少しわかりました。

では、中央公民館の館長はどこに存在するんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 生涯学習課といえますか、ちょっとその辺、人事のことなので何とも言えませんけれども、今ですと兼務という形になっておりますので、そういう感じになるのかなと。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、生涯学習課は悠里 1 番地に行くわけですけども、そこに中央公民館の館長が行っていて、こっちは誰も不在だということですね。中央公民館の館長という肩書を持っていますけれども、常に生涯学習課で仕事をしているということでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 人事のことになると思いますので。

先ほどちょっと企画財政課長が申し上げましたが、生涯学習課長は今、中央公民館の館長、それから荒浜公民館、逢隈公民館、吉田公民館の館長も兼務している状況でございます。（「していないです」「体育館です」の声あり）ごめんなさい。今、地区交流センターの所長が兼務している状況でございます。体育館については生涯学習課長がちょっと兼務している状況なので、その辺のことを、今回

の4月1日の人事の中できちんと整理した中で、ただ、やはり各地区の公民館事業をやっていく上では、やっぱり地区交流センターの所長が兼務させておきますので、そこに責任を持っていただくような形にはなっていくと思います。明確な回答になるかどうかはわかりませんが、一応地区交流センターの所長と各地区の公民館の館長が兼務するという形になると思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号 亶理町地区交流センター設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 亶理町地区交流センター設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第71号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、続いて議案第71号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書が15ページとなります。ごらんいただきたいと思います。

今回の改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。その中で地方公務員法も改正され、第16条に規定されている欠格事項のうち、第1号の成年被後見人ま

たは被保佐人であっても地方公務員となる試験を受けることができるように改正するものでございます。この改正を受け、本町の関係している条文についても文言の整理を行うものでございます。

まず、15ページの上段、第1条、亶理町職員の給与に関する条例の一部改正。亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次に、15ページ下段となりますが、第2条、亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次に16ページに移りまして、第3条、亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正。亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

次に、16ページの中段になります。第4条、亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表で説明いたします。13ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条関係でございます。第16条、期末手当において、6月1日及び12月1日に在職する職員に支給し、これらの日前1カ月以内に退職し、法第16条第1号に該当して失職、死亡した職員についても同様という文言がありましたが、改正前の法第16条第1号が削除されたため、不要となった文言を削るものでございます。

また、下の第16条第4項、次の14ページ、第16条の第2号についても、失職に係る文言があるため、削除するものであります。

その下、第17条、勤勉手当についても、改正内容は期末手当と同様の改正となります。

続いて15ページ、第21条、休職者の給与についても、第5項において失職に係る文言を削除し、その他の文言の修正を行うものであります。

次に16ページに移りまして、第2条関係、亶理町職員等の旅費に関する条例については、第3条、旅費の支給において、第3項の文言に「第16条第2号から第5号まで」とある部分が、第1号が削除されたため、「第16条各号」と改められた

ものであります。また、文言の軽微な修正を行うものであります。

また、第6項及び第7項においても、国の準則に合わせて表現の統一を行ったものであります。

次に18ページに移りまして、第3条関係、亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例については、第5条、欠格事項において、第1条第1号「成年被後見人又は被保佐人」については削除するもので、第2号の「禁固」については、法律で使用する、かねへんがついている「禁錮」に変更し、新たな第1号とするものです。

また、第2号として文言を整理し、「懲戒免職」に改正するものと、第6条については、この関係により、第2項第1号において文言を改正するものです。

その下、第13条においては、正式な表示として「亶理町消防団規則」の次に、「(昭和30年亶理町規則第7号)」を追加するものであります。

次に20ページに移りまして、第4条関係、亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例については、第14条第2項の退職手当において、第2号の条文中に削除となった改正前の法第16条第1号に係る文言があるため、削除するものであります。

議案書の16ページに戻りまして、附則として、施行期日については、地方公務員法の改正が施行される令和元年12月14日から施行するものであります。そして経過措置として、施行日前に成年被後見人または保佐人になった職員について、従前のお取り扱いを行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
及び亶理町道路占用料条例の一部を改正する
条例

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第72号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、続いて議案第72号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書18ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正については、社会保障・税一体改革である社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の成立により、消費税率10%への引き上げ及び軽減税率制度の実施が令和元年10月1日とされたもので、これに伴い、本町においても関係する条例の所要の改正を行うものでございます。

第1条、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正する。

続いて第2条、亶理町道路占用料条例の一部改正。亶理町道路占用料条例の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表で説明いたします。21ページをごらんいただきたいと思います。

初めに第1条、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例関係については、別表第8条中、建物、動産それぞれ使用料の現行の消費税率である「1.08」を、引

き上げ後の「1.1」に改正するものであります。

次に22ページに移りまして、第2条、互理町道路占用料条例関係については、別表第2条中、第9号のア及びイ中、同様に、現行の消費税率である「1.08」を、引き上げ後の「1.1」に改正するものであります。

議案書の18ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行し、経過措置として、施行日前に許可又は協議が成立した占用に係る占用料については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお伺いしますけれども、道路の占用料は年間で今までどのくらいあって、それで今度変わった場合にどのくらいふえるのか。この1点だけお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 占用料の状況なんですけれども、済みません。ただいま資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 課長、これに対しては今議案に。休憩しますか。暫時休憩して、資料を持ってきた上で審議を継続しますか。これは結審しなくちゃならないので。

この際、資料審査のため暫時休憩をいたします。休憩の間に資料を持ってきてください。暫時休憩だから再開はどのくらいかかるかわかりません。5分ぐらいで終わると思いますけれども、持ってき次第。

午後1時33分 休憩

午後1時38分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの答弁漏れの答弁を施設管理課長より答弁させます。施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 大変申しわけございませんでした。

先ほどの回答になりますけれども、平成30年度の道路使用料の合計につきましては、730万3,191円でございます。それで、今回消費税率の変更によりまして条例改正をしているものなんですけれども、町の占用の許可されている案件につき

ましては1カ月未満の契約がございませんので、これによる収入の変化は特にな
いということになります。

以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び亶理町
道路占用料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のと
おり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 財産の交換、譲与、無
償貸付等に関する条例及び亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例の件は原
案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第11、議案第73号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第73号についてご説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

議案第73号、亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

現在、亶理町の心身障害者医療費助成につきましては、身体障害者手帳1級、2
級、あとは内部障害3級の手帳所持者並びに療育手帳A判定所持者を対象に医療

費の助成を実施しておりますが、今回、宮城県心身障害者医療費助成金交付要綱が改正されまして、これまでの助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加する改正が行われたことから、亘理町におきましても、これまでの助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに加えるものでございます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律、この改正によりまして、住所地特例についても見直しがなされたことから、こちらについても改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を使ってご説明をいたしますので、新旧対照表23ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正におきまして、助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加することから、第2条第1項第2号の定義におきまして、新旧対照表でいきますと下段、下から5行目です、「該当するもの」の次に、「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する施行令第6条第3項に定める1級に該当するもの」を新たに加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表24ページをお開きください。

第3条第1項第3号に、高齢者の医療の確保に関する法律の第55条の2を加えるものですが、こちらにつきましては、国民健康保険、あとは後期高齢者医療の資格の適用、これにつきましては住所地、住所があるところで行うこととしておりますが、施設等に入所し住所が施設に移った方について、その施設の住所地で適用を受けることとした場合、その施設の所在地の自治体が保険者となると、施設を抱える自治体の負担が課題となるということから、住所を移す前の自治体が引き続き保険者となるという特例が設けられております。住所地特例ということになります。ただし、これにつきましては、75歳到達によりまして国保から後期に加入する場合は適用されませんでした。今回の改正によりまして、もう既に、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢の被保険者となる場合にも、前住所地の自治体が加入する広域連合が保険者となるという見直しがされたものでございます。

それでは、議案書19ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行し、施行日前に受けた医療に係る医療の助成

については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 心身障害者の医療費の助成の拡大ということではいいことなんですけれども、今回精神障害者の1級が認められたと。やっぱりこの背景にはいろいろあると思いますけれども、身体障害者の場合は1級、2級、それから内部障害、療育手帳はAとB両方で、この精神障害については1級のみというのと、その背景が、なぜ2級が該当しなかったかと。法律で決まったと言われればそれまでなんですけれども、その背景についてどのような状況を報告受けているか、説明してください。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 精神障害者手帳1級を所持なさっている方につきましては、身の回りのことがほとんどできない、手助けがないとできないということで、日常生活に著しい制限を受けております。また、今まで対象でありました身体障害者の1級、2級、あとは療育手帳Aの方も同条件、やはり手助けがないとなかなか生活に制限があるということで、身体と療育と精神、この3つの障害の均衡を図るということから、同じ条件でということで、精神の1級の方のみとなったものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今の精神障害者の1級の方が追加になったわけなんですけれども、今の説明ですと、身の回りができない方。このプラスによって亘理町が何人該当で、それで助成範囲があるわけでございますけれども、その増加がどのくらい予定されるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は現在39名いらっしゃいますので、39名の方が新たに加わるということになるかと思っております。

次の質問は金額の面でもよろしかったですか。（「はい」の声あり）手帳所持者、1級の方が39名ということで、大体県から示されております年間のこの精神障害

者1級の方々の医療費につきましては、13万2,000円ということで平均的な金額が示されておりまして、その13万2,000円に対象となる39名の方々の割合を掛けますと514万8,000円となります。ただし、これは県の助成が2分の1となりますので、町の負担も2分の1ということで、257万4,000円が町の負担となるのかなと思っています。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第74号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、議案第74号についてご説明いたします。

議案書は20ページをお開き願います。

議案第74号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関

する条例の一部を改正する条例。

亙理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、令和元年5月17日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されまして、ことし10月1日から幼児教育・保育の無償化が施行されることに伴いまして、改正法に基づき所要の規定整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表25ページをごらん願います。

新旧対照表の第5条第1項中、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者」に改めまして、同条第2項中、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、第6条及び第8条中、これも「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改めるものでございます。

議案書20ページに戻っていただきまして、最後に附則ですけれども、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 亙理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 亙理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第75号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第75号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書21ページ、新旧対照表は26ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、消費税及び地方消費税の率が令和元年10月1日より10%に引き上げられますことに伴い、改正するものでございます。また、条文中の語句を改めるものでございます。

それでは新旧対照表26ページ、27ページをごらんください。

第11条、除害施設の設置。条文中、第1項第1号、条文中「第9条の8」を「第9条の10」に改正するものであります。

第17条、使用料。条文中、現行「100分の108」を「100分の110」に改正するものであります。

第17条、使用料、第26条、占用、第2項、第29条、手数料、第30条、使用料等の減免中、「町」を「町長」に改めるものであります。

それでは、議案書の21ページに戻っていただきます。

附則第1項、施行期日。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

第2項、経過措置。この条例による改正後の亶理町下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の排出汚水量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初の検針により確定する使用料の算出方法は、なお従前の例による。

これによりまして、9月請求分につきましては従前の8%を適用するということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 全般に消費税の問題ということであれなんですが、今回この水道なり下水道が出ていますけれども、そのほかに、例えばわたり温泉島の海設置管理条例とか、あるいはまた手数料条例、公民館条例とかとあると思うんですよ。その改正というのはなくてもいいんですか。そこをちょっとお伺いしたいんです。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 確かに議員のおっしゃるとおり、ほかの使用料、手数料、さまざまなものがありますけれども、そちらにつきましては、現在今年度も事務事業の見直しを実施する予定でおりまして、その中でその辺を議論しながら適正な金額というものを考えていきたいと考えておりました。

以上になります。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第14、議案第76号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、続きまして議案第76号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は22ページ、新旧対照表は28ページということでお開き願いたいと思います。

今回の改正につきましては、先ほどの下水道と同じように、消費税及び地方消費税の率が令和元年10月1日より10%に引き上げられますことに伴い、改正するものであります。また、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されたため、要件の追加と更新に係る手数料の追加をするものと、それから水道法施行令の改正により条項を改めるものでございます。

それでは新旧対照表で説明いたしますので、28ページをごらんください。

第7条、工事の施行。第1項条文中、「（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）」を加えるものであります。

第23条、料金。第1項条文中、現行「100分の108」を「100分の110」に改正するものであります。

その下、29ページ。第29条、加入金。第1項及び第2項条文中、現行「100分の108」を「100分の110」に改正するものであります。

附則。第2項、経過措置。条文中、「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

第31条、手数料。条文中、第3号として「第7条第1項の指定を更新するとき、1件につき1万円」を加え、以下1号ずつ繰り下げるものであります。

30ページ。第34条、42条、43条につきましては、水道法施行令の改正に伴い条項を改めるものでございます。

議案書の22ページに戻っていただきます。

附則、施行期日。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

第2項、経過措置。この条例による改正後の第23条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の料金から適用する。ただし、施行日前から継続して使用かつ施行日における最初の検針により確定する料金の算定方法は、なお従前の例による。

先ほど下水道のほうでも申し上げたとおり、9月請求分につきましては従前の8%を適用するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 先ほどと同じような形になるかもしれませんが、下水道、それから水道も消費税によって上がるということですが、消費税そのものに対する考え方というのはいろいろあると思うんですが、負担がかなり大きいという部分があって、例えば中小でもレジの対応が進まないということがあると思うんですが、私が思うに、消費税が上がればこういう大変な状況になるという中で、例えば亶理町として、いわゆるこういう段階での増税というのは亶理町としてどういう影響があるかというのは、町長どうなんでしょうか。考えてみたことがあるかどうか。ちょっとお伺いをしたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 亶理町全体についての増税分の2%の件でございますが、やはりいろいろな町でやっているこういう事業に関しましても、いろいろな経費がかかっています。それに対しては2%を今まで以上に払うことになる部分もございますし、それを考えると、住民の皆様にはぜひご理解をいただいて、この2%の価格改定のほうはお願いしたいなと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 物品購入契約の締結について（令和元年度亶理町新庁舎事務備品購入）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第77号 物品購入契約の締結について（令和元年度 亘理町新庁舎事務備品購入）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第77号 物品購入契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の24ページをお開き願います。

こちらは、役場新庁舎で使用する物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、令和元年度亘理町新庁舎事務備品購入です。

契約金額は、5,027万円。

契約の相手方は、株式会社渡辺太陽堂でございます。

なお、落札率については41.93%でございました。

入札の概要につきましては隣の25ページをごらん願います。

入札年月日は、令和元年8月9日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なもの、亘理町入札参加資格者名簿に物品購入、什器類または文具、事務用機器類として搭載されており、かつ宮城県内に本店または支店を有している事業者でございます。

入札参加業者は、渡辺太陽堂、石垣、大丸の3社でございました。

入札の回数は1回。

購入品目及び数量及び仕様につきましては、27ページ以降に別紙の仕様明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

受け渡し期限につきましては、令和元年11月30日までと設定しております。

以上で、議案第77号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 契約者であります渡辺太陽堂、そして合資会社石垣、大丸株式会社はどこのメーカーを指定して、見積もりをとったのかということと、あと5メー

カーの同等品としている条件ですが、どうして5メーカーとしたか。この2点をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、それぞれ入札参加業者がどのメーカーの物ということでの質問かと思いますが、今回の入札に関しましては、入札後に落札者が決定した段階で、そちらの商品について仕様を決めていくという考え方になってございますので、入札の段階ではどのメーカーの物を使っているかというのは、こちらでは把握していない状況でございます。

続きまして、今回の入札でこの5メーカーを指定した理由ということでございますが、一般的に国内で事務用機器を扱っている業者としまして、大手の5社ということで考えさせて選ばせていただきました。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最初の質問の部分ですけれども、太陽堂さんはまずどうだったのかということはわかるはずですね。

そして、今回330品目にわたる機器類を指定しているわけなんですけど、それで330品目、そして同等品、各メーカー、多分メーカーはバラバラだと思うんですよ。ただ、その値引き率というのはまた別に存在するわけでございますけれども、例えば、この330品目を全て5メーカーごとに積算してみて、安い部分のそのメーカーを指定するとかという考えというのはあるものなのか。そして、その5メーカーごとに積算した価格差というのが結構出てくるものなのか、ご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） まず初めに、落札しました渡辺太陽堂、こちらがどこのメーカーかというお話ですけれども、こちらはイトーキを採用したと聞いてございます。

続きまして、今回の5メーカーの物についての入札、こちらの仕様書の考え方になりますけれども、品目、それぞれ330ぐらいありますけれども、それぞれに品番を付しております。もちろんメーカーごとに金額、こちらで欲しい物というものの規格、あと品質というものを提示しているわけなんですけれども、それぞれの

メーカーにおきましてそれに見合うものの商品ということで、こちらで選ばせていただいております。最終的に、そちら金額につきましては、個々の金額がそのメーカーごとに増減はもちろんしますので、ちょっと一つ一つの品目ということでの比較というのは難しいんですけども、こちら総合計につきましては一定の金額以上ということで、横並びで積算させていただいております。そういったものをもとに、こちら今回仕様書を作成させていただきました。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 太陽堂の落札率は41.93%と原価を普通に切っているのではないかと。当然設置料込みという金額ではあると思うんですけども、ほかの業者は58%、そして56%という水準であるわけです。備品の入札結果としては、これは適正という競争入札でございますが、この結果については財政当局の受けとめがあれば、お聞かせ願いたいと思います。この41.9%という余りにも低い金額についての落札価格について、受けとめをお聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 確かに41.93%ということで、正直、私どもも驚いている数字ではございますけれども、財政的に申し上げますと、こちらの分を安く落札していただいたということで、財政的には助かる部分があります。ただ、この41.93%がどうかということになってきますと、こちらは入札された業者の考え方もなってきますので、損はしていないだろうとは思いますが、その辺はちょっとそのように捉えております。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14 番（鈴木邦昭君） 佐藤議員とちょっとかぶるかもしれませんが、まず一つ伺いたいのは、工事入札というのは最低制限価格とか、それから予定価格の事前公表というのがございますけれども、こういった物品購入についてはあるのか、ないのか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 物品についての最低制限価格については設けてございません。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それから、先ほどイトーキにメーカーは決まったと、こういうことですが、これは納品時に全商品をチェックしていくのかどうかということ、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） もちろん検収することになりますので、一品一品正確に検品したいと思っています。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 今現在仮設庁舎に入っている備品、例えば、机、椅子などがあると思います。今回の購入に重複する備品でございますけれども、現在の備品を新庁舎でも使用して、不足分を今回新たに購入するという考えでよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） はい、そのとおりでございまして、持っていける物については持って行って、足りない物を購入しているという考え方になります。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） そうすると、不要となった備品は廃棄処分で捨てるだけなのでしょうか。それとも業者に買い取りをお願いするのですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 最終的には処分という形になりまして、処分といいますと、当然お金が発生してくるかと思えます。ただ、そうならないように、まずは庁舎以外、町内の公共機関で使える物はまず使いたいと。その後に公売等を行いまし、売れる物は売ると。それでもまだ残るものがあれば、例えば町内の団体等に譲渡することもございますし、最終的に残った物は処分という形になっていくかと思えます。

以上になります。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 入札は3者あったんですけども、落札した渡辺太陽堂さんはイト

一キ。では、石垣さん、大丸さんは何のメーカーで入札してきたか、わかれば教えてください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） ほかの2者ということなのですが、渡辺太陽堂につきましては、入札した後にこちらは打ち合わせ等に入る形になろうかと思っておりますので、そのイトーキという話は聞かせていただいたんですけども、ほかの2者につきましては、何で積算したかということについては、こちらでは確認はとれておりませんので、申しわけありませんがわかりませんので。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時20分にいたします。休憩。

午後2時13分 休憩

午後2時19分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第78号 工事請負契約の締結について（令和元年度互
理第5-1号汚水枝線（その1）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第78号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第78号をご説明させていただきます。

議案書の59ページをお開き願います。

議案第78号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名については、令和元年度亘理第5－1号汚水枝線（その1）工事です。

請負金額が5,781万6,000円、契約の相手方は株式会社斎藤工務店です。

なお、落札率は73.91%でございました。

工事の概要につきましては、60ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年7月12日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものについては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている事業者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、田中建材輸送、八木工務店の6社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町吉田字大塚地内で、62ページの位置図を参照願います。

工事内容は、汚水管布設工事として線路延長257.64メートルの区画において第1工区及び第2工区それぞれの工区において、記載の仕様により施工するものでございます。なお、第1工区につきましては補助工区、第2工区につきましては単独工区となっております。

最後に工期ですが、令和2年3月31日までと設定しております。

以上で議案第78号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第79号 工事請負契約の締結について（令和元年度荒浜雨水ポンプ場自動除塵機設置工事）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第79号についてご説明させていただきます。

議案書の63ページをお開き願います。

議案第79号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、令和元年度荒浜雨水ポンプ場自動除塵機設置工事です。

請負金額が2億9,590万円、契約の相手方は昱機電株式会社です。

なお、落札率については94.04%でございました。

工事の概要につきましては、64ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年7月19日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、宮城県内に本店、支店、営業所を有する事業者で、建設業法による機械器具設置工事について総合評定値が1,000点以上の評価を受けている事業者でございます。

入札参加業者は、記載のとおり、クボタ東北支社、昱機電の2社でした。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町荒浜字隈崎180番地です。66ページ上段の位置図を参照願います。

工事内容は、荒浜雨水ポンプ場に自動除塵機を設置するもので、機械設備工事、電気設備工事、土木施設工事、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、66ページ下段以降に平面図、断面図を添付しておりますので、ご参照願います。

工期につきましては、令和3年3月31日までと設定しております。

以上で議案第79号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まずお聞きしますけれども、丸島アクアシステム、これはなぜ辞退されたのか。辞退届が今度変わりましたね。それには載っていると思うんですよ。なぜ辞退されたのか。それをまずお聞きします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 丸島アクアシステム東北支店につきましては辞退ということなんですけれども、その内容といたしましては、予定価格内での積算が難しかったということでお話を聞いてございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ということは、これは予定価格を公表はされているのかどうか。それはどうなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 工事関係につきましては、事前に予定価格は公表してございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第80号 工事請負契約の締結について（令和元年度互理第5-2号汚水枝線工事）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第80号についてご説明させていただきます。

議案書の68ページをごらん願います。

議案第80号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、令和元年度互理第5-2号汚水枝線工事です。

契約の相手方は田中建材輸送株式会社です。

なお、落札率は74.37%でございました。

工事の概要につきましては、隣の69ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年7月19日です。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものにつきましては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、互理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700

点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、記載のとおり、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、八木工務店、千石建設の8社でございます。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町吉田字上塚外地内で、71ページの位置図を参照願います。

工事内容は、污水管布設工事として線路延長474.45メートルの区画において、第1工区及び第2工区それぞれの工区において、記載の仕様により施工するものでございます。なお、第1工区につきましては補助工区、第2工区につきましては単独工区となっております。

工期につきましては、令和2年3月31日までと設定しております。

以上で議案第80号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第81号 工事請負契約の締結について（令和元年度亘理第5－1号污水枝線（その3）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第81号をご説明させていただきます。

議案書の72ページをお開き願います。

議案第81号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、令和元年度亘理第5－1号汚水枝線（その3）工事です。

請負金額が9,830万7,000円。

契約の相手方は株式会社宮城林産です。

なお、落札率は74.29%でございました。

工事の概要につきましては、隣の73ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年8月2日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、田中建材輸送、太田工務店、八木工務店の6社でした。

入札回数は1回です。

工事場所は、亘理町吉田字大谷地外地内で、75ページの位置図を参照願います。

工事内容は、汚水管布設工事として線路延長617.4メートルの区画において、補助工区及び単独工区それぞれの工区において、記載の仕様により施工するものでございます。

工期につきましては、令和2年2月28日までと設定しております。

以上で議案第81号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第82号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道橋本堀添線舗装工事）

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第82号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第82号をご説明させていただきます。

議案書の76ページをお開き願います。

議案第82号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

工事名は、令和元年度（復交）町道橋本堀添線舗装工事です。

請負金額が5,969万2,600円。

契約の相手方については千石建設株式会社です。

なお、落札率は74.56%でございました。

工事の概要については、隣の77ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年8月9日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、芦名組、阿部工務店、ウジェ道路工業、田中建材輸送、太田工

務店、千石建設、阿部春建設、SSスチール開発、エム・エヌ建設の9社でございました。

入札回数は1回です。

工事場所は、亘理町吉田字道上地内外で、80ページ的位置図を参照願います。

工事内容は、幅員11.5メートル、延長564メートルの舗装工事であり、舗装工、道路施設工、安全施設工について、記載の仕様により施工するものでございます。参考として、81ページ以降に平面図、標準断面図を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、令和2年3月31日を設定しております。

以上で議案第82号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第83号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度亘理第5-1号污水枝線（その4）工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第83号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第83号をご説明いたします。

議案書の83ページをお開き願います。

議案第83号 工事請負変更契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成30年度互理第5-1号汚水枝線（その4）工事（繰越）です。

請負金額は、変更後金額が1億4,385万300円であり、3,495万300円の増額です。

契約の相手方は株式会社斎藤工務店でございます。

請負金額の増額が必要となった主な理由につきましては、84ページの資料をごらんください。

本工事については、社会資本整備総合交付金事業を活用して浜吉田西地区の下水道を整備する工事になりますが、補助事業である本工事の第1工区上流側において、当該路線を延長施工することにより次年度以降の工事諸経費の軽減を図るもので、汚水管布設工事を沈埋工法により197メートル延長するとともに、マンホール工、公共柵設置工において、記載の仕様により増工するものでございます。

なお、工期につきましては、令和2年1月31日から令和2年3月31日に変更するものでございます。

86ページに位置図を添付しておりますので、参照願います。

以上で議案第83号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 議案書の86ページに位置図が掲載されておりますけれども、今回197メートルの変更、増工の部分、これが変更内容でしょうか。当初の設計はこの部分を含めて発注はできなかったのでしょうか。3,500万円近い増額でしたのでお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 私からお答えいたします。

この路線につきましては、さきの6月議会におきまして工事の契約の案件ということで承認いただいた工事ということでございます。その際の、資料にもありますけれども、この工事に関しまして、もともとは1億4,559万9,300円の工事とい

うことでもございました。この金額といいますのは、30年から31年度に繰り越したわけなんですけれども、その繰り越し、いわゆる交付金と町の単独事業費合わせましての予算額ということで、繰り越しさせていただきました。それに基づいて設計した額が1億4,500万円という数字でもございました。それが、落札率、これが74.79%ということで約25%近く落札率が下がったものですから、繰越事業という性格上、お金を戻すということができない状態になってございます。そのお金を今回、もともと来年、令和2年度で予定したこの197メートルという箇所を延ばすことによりまして、今回経費の面でもかなり削減できて行えるということと、それから、ちょっと違うんですけれども、先ほど78の議案の中の工事なんですけれども、こちら当初31年度では予定しておらなかった場所でもございました。これも今回契約の中で74%、75%の落札率ということから、一部前倒しして行っているという事業もございます。ということから、今回この197メートルを増工したということでもございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第84号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度亘理町新庁舎・保健福祉センター建設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第84号 工事請負変更契約の締結についての件を議

題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第84号をご説明申し上げます。

議案書の87ページをお開き願います。

議案第84号 工事請負変更契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成29年度亘理町新庁舎・保健福祉センター建設工事です。

請負金額は、変更後金額が39億9,901万円であり、1,705万円の増額です。

契約の相手方は三井住友建設株式会社東北支店でございます。

88ページの資料をごらんください。

1回目の変更契約年月日は平成30年12月10日。今回は第2回の変更契約になります。

請負金額の増額が必要となった理由につきましては、先日の新庁舎建設特別委員会でご説明させていただきましたが、その主なものについて改めてご説明させていただきます。

工事概要をごらんください。

まず初めに、1段目になりますが、町長・副町長室、前室、サンタリー室設置については、2階町長室、副町長室付近に洗面所等がなかったことから、サンタリールームを新たに設置するものでございます。

図面は90ページをごらん願います。

次に、上から5段目、1階天井内躯体断熱吹付部耐火石膏ボード設置につきましては、1階天井内の外部に面したはり、柱、壁、躯体部に発泡断熱材を吹きつける仕様としておりましたが、火災時に断熱材が溶け落ち、避難に支障を来すおそれがあることから、断熱材吹きつけ部の上に耐火の石膏ボードを張りつけるものでございます。図面については95ページになります。

次に、88ページの一番下、施設案内及び各課案内サイン設置になりますが、来庁者がスムーズに目的の場所に移動できるよう、サイン計画を見直したことによる変更であり、また、来年4月に予定している機構改革に対応できるよう、各課名

を簡易に張りかえできるよう、仕様を変更するものです。図面については103ページから105ページを参照願います。

次に、89ページをごらんください。

2段目のテレビ設置箇所及び共調電波変革に伴う配線変更につきましては、近い将来の4K、8Kテレビに対応できるよう、配線を新基準に変更するものです。図面については107ページから109ページになります。

最後に5段目、庁舎北側駐車場雨水勾配調整及び雨水処理側溝設置になりますが、北側駐車場の水勾配が緩かったため、2%勾配で施工するとともに、中央に側溝を設置するものでございます。図面については112ページになりますので、ご参照願います。

以上が今回の変更に係る主なものでございます。

なお、工期につきましては、変更前と同じ令和元年11月29日であります。

以上で、議案第84号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 工事の工種の中で、変更前には町長室と副町長室の前にサンタリー、トイレとかそういうものがなかったと思うんだけど、何でつけるようになったのかと。このサンタリー部分の工事費はどのぐらいかかりますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 町長、副町長室前のサンタリー室の設置につきましては、当初、前室ということでただの部屋といいますかを設定していたんですけども、やはり来客、来賓等がいらしたときに身だしなみを整えるスペースも必要だろうということで、こちらにサンタリー室を設置するという事になったものでございます。

こちらの設置につきましては195万円ほど、この分で経費がかかっているという内容になります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 多目的ホールの可動間仕切りが、ここは何もなかったのに、多目的ホールのところの8カ所、保健福祉センター3ホールの3カ所、11カ所。これは

どういう意味で、こういうものをつくるようになったのですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 多目的ホールの可動間仕切り錠前設置工事につきましては、1階多目的ホール、こちらを期日前投票とか税の申告等で使用する際に、連日の仕様となり会場内の機器を置いたままの状態では会場を閉鎖することになるため、こちらについての防犯のために可動間仕切りに錠前を設置したものでございます。保健センター部についても、同じく考え方で……錠がかけられるようにということで、こちらに錠前を設置したものでございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） この間仕切りに錠をかけるというのは余り聞いたことがないんだけど。普通使用する場合、各間仕切りに錠をかけてそこも……錠をかけるまでの必要性というのは本当にあるのかね、これ、変更してまで。こういうのをみんな全部認めてしまうから、変更、変更と業者さんが持ってくる。必要性、これがあるかないかを本当に検討してからやらないと、こんなの8カ所も11カ所も間仕切りに錠をかけるとか、そんな問題はちょっと内部でもうちょっと検討して、必要性と、そんな金かけなくてもいいとかと、1,700万円も変更契約で上限を上げるんだから、そうじゃなくてもえらい金を使っているんだからね。そのくらいのやっぱりチェックが必要だと私は思うんですけれども、その辺、都市建設課長か企画財政課長かわからないけれども、そういうシステムにしておいてください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 内容につきましては、今お話ししましたとおり、物を置いたままにして何日間も使うような場合に、そういった物がなくなったりとか、そういう安全面を考えて錠前を設置したものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 町長、副町長室の件なんですけど、変更前はタイルカーペット、壁は天然木突板練つきの化粧合板、それから天井がロックウールの化粧吸音板という形で、高級品を使っているんですよ。そういった中で、今度変更後、床は塩ビタイル、それから壁が遮音の間仕切りメラミン化粧板ね。そして天井が石膏ボード

プラスEP塗装、EP塗装ですから、水性のエマルジョンペイントなんです。何でこんな、最初からこの仕様にしなかったのかどうか。それを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 一応今回サニタリー室に変更するというので、水回りということもありまして、そういった防水の関係の物とかそういった物を主に使っている形になっているかと思います。また費用面でも、変更契約ということもございまして、経費の節減を図ってこのような形になったものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私もそう思ったんです。サニタリー室設置というのが出ましたので、これは相当安いものに落としたなど。それよりも最初から、やるのであれば最初から安いのをやれば、こうつつかれないんですよ。それがね、最初はもう高級品なんです、これ。そういったことで私質問させていただいたんですね。やはりそういったことを考えながらやっていきませんか、もうこれつくるから、じゃあ安いのにしようとかじゃなくて、最初からもうこういう形でやっていくとよかったんじゃないかなと私はこう思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） これからそういうことに気をつけながら進めていきたいと思えます。（「それからもう1問」の声あり）

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほど発泡断熱材の件を話していましたが、発泡断熱材は、我々も見学したときには、もう全面的に発泡断熱材をやっていましたが、それは見落としていたということなんですか。それで変えたということなんですか。それを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 発泡断熱材につきましては、交換するというのではなくて上に耐火の物を張りつけるという形になりますので、その物の上に耐火の石膏ボードを張るという考え方になります。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） このサンタリー室、大変私は違和感を持って今回見ております。トイレ、サンタリー室というのは当初から計画され得るべき性格のもので、後づけでトイレ、洗面所をつけたと。そして私は、町長、副町長室で会議なさっている方々が長時間にわたって、やっぱりトイレということからつけたのかと思いきや、身だしなみを整える必要があるということの説明でございました。申しわけないんですけども、もっと違う理由かなと思っていました、私は。そのために後づけで、トイレに行くための時間をとらないで、町長、副町長室の専用のトイレをつけるということになるわけなんですね。これは、町民は理解できますでしょうか。なかなかすばらしい施設だと思いますけれども、どうしてトイレまで行けないのか。トイレで身だしなみは整えられないのかということについて、ご説明お願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 確かに議員おっしゃるとおり、なぜ最初からなかったのかという話になりますと、こちらの失念にしたという形になるろうかと思えますけれども、あくまで考え方といたしましては、来客の方が使うものという考え方でこちらに設置するように計画したものでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） これは当初からのトイレ設置計画ではないわけなんですね。それで対象者というのは、今のお話では、町長室、副町長室を使う職員及び来庁者の便宜を図るということで、今お話がありました。

そしてこの財政難から、後づけのトイレというのは合理性があるのでしょうか。ご説明お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 重ね重ねもっともなお話だと思うんですけども、やはり実際設計、工事が入ってきたときに、やっぱりトイレまでかなりの距離があるということで、その辺を踏まえてこちらを計画したものでございますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第85号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第23、議案第85号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第85号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第3号）をご準備願います。

それでは、1ページをお開き願います。

議案第85号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度亶理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,395万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億6,298万1,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正ですが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるとするものです。

それでは初めに、歳出予算からご説明いたしますので、予算書の17ページ、18ページをお開き願います。

本日は項目が多いため、金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

1 款議会費でございますが、1 項 1 目細目 4 事務局経費において、新庁舎に移転後の 3 月定例会から、インターネットでの議会のライブ配信及び閲覧ができるようにするための費用といたしまして、49万5,000円を追加補正するものでございます。

続いて、2 款総務費でございますが、1 項 5 目細目 4 庁舎管理経費において、11 月に竣工する役場新庁舎に係る建物共済保険料、清掃業務委託料、維持管理業務委託料を合わせて394万1,000円追加補正するものでございます。なお、新庁舎の維持管理業務委託料については、新庁舎が特定用途に使われる床面積が3,000平方メートル以上の特定建築物に該当することから、各種の点検・検査を実施するための経費でございます。

次に、1 項 6 目細目 3 企画事務経費として旭台区の自主防災活動などの備品購入に対し、一般コミュニティ助成金として190万円を追加するほか、細目 20 新庁舎等建設事業費として4,577万8,000円を追加補正するものでございます。4,577万8,000円の内訳といたしましては、令和 2 年 1 月に予定しております新庁舎等の開庁式に要する経費のほか、公共ゾーンを分筆登記するために必要となる詳細測量や図面を作成する費用、そして自家発電用の軽油を含む水道光熱費がその主なものでございます。

細目 24 復興ありがとうホストタウン経費につきましては、本町とイスラエルの間で締結した復興ありがとうホストタウン協定に基づき、来年の東京オリンピックに向けた機運醸成事業費として342万9,000円を追加補正するものでございます。主な内容といたしましては、横断幕やカウントダウンボードなどの応援物品の作成、設置のほか、イスラエル関係者を本町に招く復興ツアーなどのイスラエルとの交流事業、さらにはイスラエル政府からの要請によりイスラエルを訪問するための費用等を計上するものでございます。

続いて14目細目11町民乗合自動車運行事業経費につきましては、年末年始に12月28日から1月5日まで休みが9日間続きますことから、買い物など町民の利便性向上を図るため、年末の12月28日から12月30日までの3日間についてもさざんか号、わたりん号を運行するための費用75万円を追加補正するものでございます。

次に、19目細目5プレミアム付商品券事業費につきましては、対象となる非課税世帯の見込み人数が増加したことから、商品券発行業務委託料1,449万8,000円を

追加補正するものでございます。

3 款民生費をご説明いたしますので、21ページ、22ページをお開き願います。

2 項 1 目細目15地域子ども子育て支援事業費については、本年の10月から幼児教育・保育無償化に関連して私立幼稚園就園奨励費が廃止されることに伴い、幼稚園に対しておかずやおやつなどの副食費の補足給付を行うため、扶助費として540万円追加するものです。

4 目、細目 3 保育園経費につきましても、幼稚園における保育料等の減収分に係る給付費として、扶助費8,225万9,000円を追加補正するものでございます。

3 項 1 目細目 4 災害救助経費につきましても、災害援護資金の適正管理のためシステムを導入する費用として災害援護資金貸付システム導入業務委託料912万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、4 款衛生費についてご説明いたします。

衛生費につきましては、1 項 1 目細目 8 保健福祉センター管理経費において、庁舎と同様に必要となる水道光熱費、建物共済保険料、清掃業務委託料など238万8,000円を追加補正するものがその主なものでございます。

続いて6 款農林水産業費になりますが、1 項 4 目細目31農業復興地域還元事業基金費については、被災地域農業復興総合支援事業を活用して整備を行った農家の方々からの寄附金を農業復興地域還元事業基金に積み立てるため900万円を追加補正するものでございます。

6 目細目 5 用排水路管理経費については、亘理土地改良区が実施する亘理承水路及び鑑川排水路の土砂しゅんせつ業務に対し、農業用幹線排水路維持管理事業補助金として495万円を追加補正するほか、細目20鳥の海湾防災緑地整備事業費において、鳥の海湾防潮堤の背後地へ防災緑地を整備するため必要となる長瀬新海岸地区の用地購入費として5,389万円を追加補正するものであります。

また、12目細目 3 農村環境改善センター管理費においては、改善センター多目的ホールの照明改修費として130万円を追加補正するものです。

3 項 1 目細目 4 水産業振興経費につきましては、持続可能な収益性の高い操業体制を構築するため、国の補助を受け新たに漁船を導入する2名の漁業者に対し、経営の安定を図るため水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業補助金として1,475万5,000円を補助するものでございます。

以上が農林水産業費の主なものでございます。

7款商工費についてご説明いたします。27、28ページをお開き願います。

1項2目細目3商工振興事務経費につきましては、当初予算で1件分を計上していた空き店舗活用推進事業補助金に係る追加補正になりますが、現在のところ2件の申請があることから、不足見込み額の120万円を計上するものでございます。

次に、10款についてご説明いたします。

2項1目細目10施設管理経費につきましては、小学校図書館用図書購入費として100万円を追加補正するものですが、これは株式会社リード様から教育振興のための寄附金を原資に実施するものでございます。

歳出の最後になりますが、5項1目細目4本庁経費につきましては、東日本大震災により被災した公認マラソンコースについて、新たなコースで公認を受けるための準備経費として、公認マラソンコース策定業務委託料241万7,000円を計上するものであります。以前は亘理町から山元町にかけての公認コースでしたが、今回はハーフマラソンコースとして亘理町のみで公認コースを新設するものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。戻りまして9ページ、10ページをお開き願います。

9款地方特例交付金につきましては、1項1目1節において、住民税における住宅借入金等特別税額控除等の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための交付金として減収補てん特例交付金1,419万9,000円を追加補正するもののほか、2項1目1節については、幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金として8,499万9,000円を追加補正するものでございます。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い3,572万1,000円を追加補正するほか、東日本大震災復興交付金事業の過年度精査に係る増額分として震災復興特別交付税50万6,000円を追加補正するものです。

12款分担金及び負担金につきましては、本年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、当初予算で計上した保育所負担金について、本町における影響額4,443万1,000円を減額補正するものです。

14款国庫支出金につきましては、初めに1項1目1節児童福祉費負担金ですが、幼児教育・保育無償化に伴う保育所措置費負担金として6,206万円を追加するほ

か、2項1目3節児童福祉費補助金につきましても、幼保無償化の関係から地域子ども・子育て支援事業補助金として185万7,000円を追加補正するものです。

また、9目2節企画費補助金につきましては、歳出予算で説明しましたとおり、対象人数の増加による事業費の増分として、プレミアム付商品券事業費補助金、プレミアム付商品券事務費補助金を合わせまして1,449万8,000円を追加補正するものです。

続いて、15款県支出金についてご説明いたします。

初めに、1項1目1節児童福祉費負担金ですが、国庫支出金と同様に幼児教育・保育無償化に伴う影響額になりますが、保育所措置費負担金1,016万1,000円を減額するほか、2項1目1節総務管理費補助金として、東京2020大会へ向けた機運醸成事業等補助金として100万円を追加補正するものが県支出金の主なものでございます。

それでは13ページをお開きください。

17款寄附金につきましては、一般寄附金として毎年寄附を頂戴しております株式会社リード様から、教育振興資金として100万円。また、東日本大震災に関連し、被災地域農業復興総合支援事業を活用した農家の皆様から、農業復興地域還元事業寄附金として900万円の寄附を頂戴する運びとなったことから、合わせまして1,000万円を追加補正するものです。

続いて18款繰入金ですが、初めに、庁舎建設事業に係る公共ゾーン用地測量業務の財源として庁舎建設基金繰入金3,481万8,000円を追加補正するものです。次に、震災復興基金繰入金として、開庁式に係る新市街地記念事業、公認マラソンコース策定に係る健康増進スポーツ事業、鳥の海湾防災緑地帯整備に係る用地取得費の財源として7,561万2,000円などを繰り入れするほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金として、過年度事業の精査に伴う不足分174万4,000円を追加補正するものでございます。

また、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金4,657万8,000円を減額補正するものでございます。

次に、20款諸収入についてご説明いたします。

4項1目雑入につきましては、旭台区への備品購入補助金の財源として、自治総合センターコミュニティ助成金として190万円を追加補正するほか、多面的機能支

払交付金返還金として資源保全隊からの返還金432万5,000円を追加するものでございます。

また、保育所副食費については、公立保育所に係る副食費として367万2,000円を追加補正するものです。

以上が諸収入の主なものになります。

21款町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の額の確定に伴い、510万円を追加補正するものです。

以上が歳入の主な内容となります。

続きまして、第2表の地方債補正をご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開き願います。

こちらは、ただいま歳入の町債でご説明したとおり、臨時財政対策債借入額の確定に伴い、3億3,970万円としていた借入限度額を3億4,480万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は、変更前と同じでございます。

以上で議案第85号 亘理町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 20ページの復興ありがとうホストタウン経費、そこの委託料の中に、復興ツアー開催業務委託料、それにその下のオリンピック関連視察業務委託料はどこを視察に行くための委託料なのか。あと、その上のツアー開催の業務委託料、これはどういうものなのか、もう少し詳しく説明方、お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） こちら復興ありがとうホストタウン経費ということで、現在イスラエルとホストタウン協定を結んでいるその中での事業という形になってきます。今回の復興ツアー開催業務委託料につきましては、イスラエルの方をこちら亘理町へ招きまして、イチゴ狩り等を実施していただいて交流を深めるということで、40名ぐらいを対象に開催したいと考えているものでございます。

また、オリンピック関連視察業務委託料につきましては、イスラエルのほうから要請を受けまして、ぜひイスラエルのほうに訪問していただきたいという要請を受けたことから、そちらへ視察に行く町長、あと随員、そして通訳の3名分の旅

費という考え方になります。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 盛り上げていただきたいということでございますが、実は復興、ホストタウンですか。山形県の村山市では、ブルガリア共和国の新体操ナショナルチームを3年間にわたって事前合宿させているわけです。そこに3年前から地域のボランティアの人とか、新体操ですから床の清掃とか、あとホームステイで選手を呼んで郷土料理を提供したり、とにかく相互交流がすごいわけですね。そんな中で、ナショナルチームは東京オリンピックの金メダル候補ということで行っております。この先進的な取り組み、村山市ではホストタウンリーダーということで、優良情報発信賞ということで1位をとっているわけですね。そういうことから、他県の担当者もその取り組みの事例なんかも視察に来ているわけです。ぜひ隣の県ですので、その辺も参考にしてみてもいいのかなと思います。

あと、市の担当が一過性で終わらせないという考えから、子供のキッズチームをつくって、そのナショナルチームが休憩している時間帯、子供たちに基本的なボールの、何というんですか、首に回してくるくるとするのがね、全然できないのが、こうやってやるようにしているわけですよ。そういう、何というか世界の一流選手から指導を受けている子供たちの感想が、私も日本の代表になってオリンピックに参加したいというコメントを出しているんですね。そういう一流の方々との触れ合い、そして合宿最終日には市民の方2,000人を体育館に集めて演技披露をするわけですね。そうしますともう大喝采ということで、大変ホストタウンとして盛り上がっているということです。それに比べると、イスラエルについてももう少し盛り上げが必要なのかなと思うんですけども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） こちら復興ありがとうホストタウンということで、確かに村山市さんなんかはホストタウンということで事前合宿等を行って、かなり歓迎と聞いていますか、盛大に事業を行っていることと聞いてございます。ただ、うちのほうは復興ありがとうホストタウンということで、ちょっとホストタウンとはまた別なんですけれども、一応ホストタウンということはホストタウンで、うちの町といたしましても、震災発災以降、さまざまな支援を受けまして、そういった

こともありまして協定を結んでいろいろ各種事業に取り組んでいるわけなんですけれども、昨年なんかも柔道の大会を開いて、大使館の職員に来ていただいたり領事に来ていただいたり、そのほかにも70周年の記念式典を亶理町で開催させていただいたりとか、そのほかにも料理教室、そのほかにもいろいろな事業をイスラエルと交流事業ということで進めております。現在も、ことしも柔道大会を開催したり、ここにのっております復興ツアー、そういったものも予定しておりますけれども、今後オリンピックが終わった後も、やっぱりこういうイスラエルとの関係というのを大事にして国際交流、文化交流、そういったものを継続していければいいのかなと思ってございますので、こちら村山市さんの取り組みについては、今後参考にさせていただくということで、これからもこちらの事業に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） イスラエルと一過性で終わらせないように、例えば産業交流、イスラエルはIT関係が大変盛んだということで、今亶理町には亶理中央工業団地があるわけですね。そういう関連企業あたりの誘致なんかも、もし行かれたときには亶理町をPRして、ぜひ設置してもらえればなと思うところですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議員おっしゃるとおり、中東のシリコンバレーとも呼ばれているということで、そういったハイテク関係、電子ベンチャー産業においても最先端の技術を有している国だと聞いてございます。また、農業に関しましても農業先進国ということで、砂漠のようなところでの自給率が8割を超えるというお話も聞いておりますので、今後はそういった方面においてもいろいろ交流を続けていい結果を出していきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 同じく20ページなんです。本町では来年の1月6日、庁舎の開庁に向けて347万円の予算を計上しておりますけれども、町民に向けて、例えば役場庁舎はこんな感じでいきますよとか、あと1階は何がありますよとか、そういう感じの周知は何かここにはちょっと見えてこないんですけれども、この点はいかが

でしょうか。

あともう一つ、下のほうの乗り合いバスでちょっと感じたんですけども、役場庁舎までのバスについても、やっぱり町民の目線で、開庁に向けてちゃんと予算を計上していかなくちゃならないと思うんですけども、ここら辺が見えてこないんですけども、いかがでしょうか。まずその点、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） まずバスに関しましては、庁舎が移転するというので、コース等も今後変更にもちろんなってくることになるかと思います。

それと、あと開庁式の1月以降のものが見えてこないということなんですけど、今後広報等を使いまして、この1月の開庁に向けての取り組み、あとは新庁舎の紹介、また、事前にも一般質問でもちょっとありましたけれども内覧会、そういったものを町民に向けて実施する予定でございますので、そういう中でいろいろ情報を発信していきたいと考えてございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 具体的には、電話番号は変わるのかしらとかちょっと心配していらっしゃる方もいますので、きちっと今度の新しい役場の状況を町民に周知していかなくてはならないと思います。

あともう一つ、プレミアムつき商品券なんですけれども、非課税世帯の増加というんですけども、どれぐらい増加しているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの非課税世帯の人数がふえた原因でございますが、まず当初、この非課税者の人数でございますが4,300人で計上しておりましたが、こちらにつきましては非課税世帯の非課税者のみで計上しておりました。それで、課税世帯の非課税者も対象になるということから、確定申告、住民税の申告が終了しまして人数が6,600人ということで、約2,300人ほど課税世帯の非課税者も含めてふえたということで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） これの販売期間とか販売場所とか、それから利用店とかをちゃんと

町民に、せっかくこのプレミアムつき商品券が発売されるわけですが、これに向けて、今後町では期間とか場所とか利用できる店舗とか、そんな感じで、どのように周知をしていくのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 使える店舗につきましては、このプレミアムつき商品券の実際の販売とかの事業につきましては、亘理山元商工会に委託しておりますので、そちらで加盟店を募集していただきました。現在、137店舗加盟いただいております。その店舗で使えるということでございます。

また、使える日とか販売の日とかそういったものは、対象者の方に直接文書で行くような形になると思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 質問がダブるかもしれませんが、関連です。

まず、20ページのオリンピックカウントダウンのボード作成とあるんですが、これはどの辺に設置を考えておるのか、1点。

それからもう1点は、同じ20ページの委託料、町民乗合自動車運行事業ということで75万円ばかり補正されてあるんですが、この12月28日から30日までということで、大変ありがたいなと思っております。そこで、これ以降についての議論はなかったのか。冬休み、正月休み、いろいろ温泉に行ったり云々ということで、かなり要望があったのではないかなと思います。その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、まず初めにオリンピックカウントダウンボードの件ですけれども、こちらはあと何日、あと何日ということで数字が小さくなっていくものになりますけれども、今考えておりますのは、新しい庁舎の入り口から入ったあたりにでもそういったものを設けて、こちら手動の、手で交換するタイプになると思うんですけれども、そういったものを設置したいと考えてございます。

あともう1点、町民乗り合い自動車の関係なんですけれども、こちらは本来であれば12月28日から翌年1月3日までが運休ということにはなっているんです。ただ、やっぱりゴールデンウィークの際に、やっぱり長い期間、10日間ぐらい休み

が続いたということで、その間ちょっとこちらのバスもストップしていたところ、やっぱりいろいろ買い物とか、やっぱり必要だという話をいろいろ聞きまして、そういうことであればということで、今回新たにこの3日間を延長するということで考えたわけなんですけれども、考え方的には、年末にお正月に向けてその3日間でいろいろ買い物とかをしていただいて、1月は皆さんご家族でゆっくりしていただくということで、年末の3日間をまず走らせましょうということで今回の内容となっております。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） プレミアム付商品券事業費1,449万8,000円の増額補正についてですけれども、今回の補正額を含めると6,468万2,000円の事業費となります。消費税増税に伴う経済対策事業としてはよいと思います。事業効果がどのようなものになるか、非常に関心がございます。前回平成27年度でも同じ事業をされたと思いますけれども、そのときの事後評価はどのようなものだったのか。そして、今回はどのような事後評価を行うのか。経済効果についての事業評価と考えますけれども、その辺をお聞かせ願います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 前回の商品券のときもそうだと思いますけれども、今回のプレミアムつき商品券については、消費税増税に伴う低所得者の方や、または子育て世帯の方に対してのそういう軽減という考え方で事業と思います。購入される方がそういった方に限定されましてこちらはできる事業になりますので、こういった方が購入していろいろ商品を買っていただいて、町の経済効果も上がってということで、その効果についてはいろいろ今後出てくるものと思っております。

事後評価というのは、ちょっとまだ終わっていないので今の段階で事後の評価というのはまだなかなかできないと思いますけれども、そういうことにつながっていくものと思っております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） それでは、経済効果についての事後評価というのは、これからまた全て終わった時点で議会に公表されるわけですか。結果報告。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 今の件につきましては、実績等出ましたら、そちらはもちろん公表することになると思いますし、報告等させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 30ページ下段の本庁経費、委託料、公認マラソンコース策定業務委託料についてお尋ねいたします。241万7,000円、次年度からハーフマラソンを、例年11月に開催していた10キロに追加して開催すると。実質はハーフマラソンがメインレースとなるとと思いますが、大会規模をどれくらいに想定しているのかと、もう一つ、あと特色をどういう形で見せていくのかということをまずお尋ねいたします。

近隣のマラソン大会を参考までに申し上げますと、柴田町さくらマラソンが3,000人の参加、これは桜の下を走るというのが特色です。あと阿武隈川の角田市阿武隈川リバーサイドマラソン、これが3,200人参加しています。そして、別格ですが仙台ハーフマラソン、これは新緑のみちのく路を走るということで1万人が参加していると。

これは参考ですけれども、どのようにお考えなのかということをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） まず最初に、大会の規模なんですけれども、今年度につきましては2,000人ということで今募集していますけれども、来年度につきましては、ちょっと募集してみないと何とも言えないというのが正直なところでございます。果たしてハーフマラソンのほうに、例えば今まで10キロで参加していた方がそのまま流れるものなのか。その辺はちょっと検討つきませんが、ただ公認コースということで付加価値をつけておりますので、できれば最低でも1割の2,200人ぐらいは目指したいなと考えてございます。ただ、一番に今懸念しているのが、参加者の方に対してはらこめしの提供と豚汁を提供させてもらっていますけれども、豚汁の提供が今現在で大体2,400くらいが今のところ手いっぱいな状態でございますので、とりあえずは、そういう今のところの状況でございます。

あと、今回ハーフマラソンをすることによって復興マラソンという形でございますので、今現在復興事業の最終的なメインでございます庁舎、そのところを、

亘理町はここまで復興したんだよということを見せたいなということで考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） マラソン大会は、近年非常に健康志向も高まって、全国的に大変人気を博しております、参加者は1年間のスケジュールをもとにほとんど年間スケジュールを立てて、参加大会を決めている。つまり交流人口についても、やはり付加価値をつけて多くのお客様を呼ぶという形にどんどん変わってきております。マラソン大会は大変手がかかるわけなんです。全員協議会でコース図が示されておりますが、警察からの指導がある意味大変重要な部分になるわけですが、この示されたコースについてはある程度固まっているのか。ある程度警察との協議は進んでいるのか、お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 警察署との協議はこれからという形になりまして、コースも今のところ事務局で考えているということで議員さんには示させてもらいましたけれども、今後協議の中で警察から指導、助言をいただく形になってございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） ことしのわたり復興マラソン大会委託料が結構削減されているんですね。所要の見直しがかけて、わたり復興マラソンの経費が削減されていると。そこで、来年度ハーフマラソンを設営し、集客を呼ぶということではございますけれども、ハーフマラソンは先ほど言いましたように本当に準備が大変かかるわけなんです。そして、それにあわせて経費並びにスタッフについても増員していかなくちゃならないと。そしてあと大会規模による参加者、関係者のアクセスを警察からも言われるはずですが、重点的にやっていかなくちゃならないということになります。だから、2,000人くらいとかということ先ほどご答弁がございましたが、基本計画をしっかり策定してどこに数値目標を置くか、それで予算も大きく変わってくるはずなんです。そういったことを踏まえて考えられたのかということですね。そこまで織り込み済みで計算しているわけですねということを確認

認させていただくとともに、もう1点は、この策定業務をどこに頼むのですか。

この2つをお願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今現在、見積もりのところをとっているのが、ランナーズ関係のグループ会社のほうから見積もりをとってございます。頼むというのはこれからという形になりますので、どこの業者というのはこれからの選定になる形になります。

それとあともう1点、済みません、質問の意味が……。

4 番（佐藤邦彦君） 大会規模に応じた予算とか労力がかなり出てくるはずなんです、間違いなく。今までの10キロとは違った大会運営を行わなくちゃならないと。今回予算削減されていますので大丈夫ですかという話です。ハーフマラソンの競技を行う……（「ハーフマラソン」の声あり）

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） ハーフマラソンにつきましては、今年度じゃなくて来年度、それはこれから積算するような形になりますので、きっちり積算したいと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 24ページの災害救助費なんです。委託料の災害援護資金貸付システム導入業務委託料912万1,000円なんですけれども、災害援護資金、一番心配されているのが回収不能になる率が非常に高いのではないかと今言われているものがございます。当初貸し付けが始まったときには、それなりのシステムをつくってそれでやっていた記憶があります。その後、また業者さんを通じてシステムを導入したような記憶があるんですけれども、今回もこれを導入しなくてはいけないようなものなんでしょうか。もう2回か3回やっているような気もするんですけれども。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この災害援護資金の貸付システムにつきましては、今年度でリース期間が満了しますので、それに伴って来年4月から稼働させるように導入するようというところで、補正予算を上げておるところでございます。今まではリースで対応しておりましたが、今回は買い取りということで、今後この援護資金の

償還については、13年、6年据え置き、7年償還というような制度でございまして、これからますますもう少し長い時間が回収にはかかるということから、買い取りでシステムを導入しまして、それで対応したいということでございます。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 4つほど質問しますから、記憶しておいてください。

1番初めは、26ページの公有財産の購入費。これは平米どのぐらいの単価で買うのか、面積は何平米。

あと、同じ26ページの水産業の船に対する補助かな、1,400万円ほどあると思うんですけども、これには国県補助はないのか、あるのかですね。

あと、10ページの特例交付金。これは説明では今年度のみという話だけれども、これにかわるものは来年度以降何か予定しているのかということですね。

あと、28ページの空き店舗補助事業。これはどこを予定して補正予算を出してきたのか。

もう一つあったな。ガイド事業の分で多分140万円減額していると思うのね。この減額の理由は何だったか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 初めに、農林水産業費の公有財産購入費、こちらについてお答えいたします。

まず面積なんですけど、新海岸地区で総面積で5,786平米でございます。なお、単価につきましては、最後には不動産鑑定に基づくんですけど、各地目ごとに農地、宅地、雑種地等が混在しておりますので、一応農地につきましては、これまでに買った農地の単価を参考にして単価が決まるわけなんですけど、宅地等については不動産鑑定の価格で買う予定としております。今考えているのが、一応平米6,800円という単価で現在のところ検討しているというところでございます。

次に、水産業振興費のこちらの補助金なんですけど、こちらはこの事業名で水産業競争力強化漁船導入緊急事業補助金として、国から補助金、税抜きで2分の1補助があります。そして、今回町では税抜きに5%の補助で総額1,475万5,000円という額で補助をします。国の補助金がそもそも2分の1あるということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） あと誰が答えますか。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、全員協議会でも説明しましたとおり、地方負担分、県と町の今回の負担分につきましては、令和元年度の半年分について全額この臨時交付金ということで賄われることになってございますけれども、来年度以降は地方消費税の増収額1.7%から2.2%になるということで、それが教育・保育無償化の財源の一部になるというふうにも伺っております。それでも賄えない場合は、地方交付税による財源調整を行うということになってございますので、ここの団体に必要な財源が確保されるというふうになってございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 空き店舗の事業の補助金でございますけれども、2件ほどございまして、まず1件が七十七銀行亘理支店の北側。あそこにもともとカフェキッチンマトがございましたけれども廃業いたしまして、その後の空き店舗ということで1件入ります。あともう1件が、逢隈の十文字、高屋小学校の横の道路をまっすぐ北に行ったところの十字路の近くなんですけれども、大東精密の工場の南側、あそこにもともとリサイクルの事務所があったんですが、そちらが空き店舗になりまして、今度は車のカーリペアとか、あと中古車販売、あとパーツ販売とかレンタカーをやりたいという会社が入ります。以上2件でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 28ページの街路事業のマイナス140万円につきましては、27ページにあるんですが、一般財源を減額して国県支出金をその分同額充てております。その内訳につきましては、12ページの歳入のほうにございますが、国庫補助金ということで街路交通調査費補助金というので140万円をもらっているんですが、こちらの事業は、昨年度と今年度2カ年でやっております都市計画街路の見直しという事業を債務負担で今行っているんですが、そちらについての今年度分に対して国から補助金がいただけましたので、その分140万円を減額しているものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 買取するこの5,786平米、これは今必ず購入する必要があるのか、今の時期に、ことし補正してまで。そのぐらい重要なものの土地なのかということをつね。

あと、漁船の補助は2分の1が国庫補助で、町が2分の1の1,400万円というのは相当大きなお金だと思うんだけど、誰がどのような船をつくるんですか。

あと、街路は見直しをするというけれども、全体的な見直しなのか、それとも南町鹿島線の見直しなのか。その辺、どこの見直しを今国と協議してやっているのか、将来の見通しでね。

あと、地方交付金。本当に来年交付金、地方交付税、交付金で本当に見られるという見通しが本当にあるものなのか。8,400万円も単年度補助が来るんだけど、来年度8,400万円がなくなったら、一般財源で補うなんていったら大変なことだと思うので、この辺の見通しをしっかりとっておくことが必要だと思うんですね。どういう過程になるかということ。

あと、空き店舗については、前までだったら互理駅周辺とかその辺だったけれども、今回は十文字とか高屋のほうまで広げて、それはいいことだと思うんですけども、長続きするように町のほうでも強力でバックアップして、いっぱい稼いでもらうようにしてやってもらえばいいのかなと思います。

以上、答えとお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 鳥の海灣の緩衝緑地の購入時期ということなんですが、復興計画にのっている計画で現在工事に着手していないというのが、こちらの整備でございます。こちらの整備の計画の復興計画の遂行上、早期完成、早期着工を目指す上で今回出していただいたということでございまして、その予算につきましては、県と協議をした結果、一応復興交付金基金、こちら活用できるのではないかと県から今助言をいただいておりますということで、今回最後の復興計画に早期に間に合わせるように、今回計上させていただいたという内容でございます。

また、水産業のこちらの2隻、補助事業を今回入れるのは2隻でございまして、小型底びき船でございます。約10トン未満の小型底びき船2艘を来年の2月、3月ごろに納車といいますか、何とか納船といいますか、完成して操業でき

るといふようなことを伺っております。双方とも2そうが小型底びき船でございます、地元の庄福丸さんと光勝丸さんという船主の方、1そうずつ入れる予定となっております。

なお、先ほどちょっと補助金の額なんです、税抜きで、総事業費で1そう、約、双方が1億5,000万円から1億6,000万円ぐらいの金額なんですけれども、1そうが。そちらの税抜きでおのおの2分の1、まず国が2分の1の補助金でございます。町では5%のかさ上げということでございますので、総額の税抜きの2分の1の補助金と、町は税抜きの5%の補助、そのほかの残額は漁業者の負担ということになります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 街路の関係につきましては、計画決定されて20年間未着手の街路を主に見直しの計画に上げてございます。現在のところ、町単独の街路なんですけれども、5路線ほど計画して、まだ実施していないものを見直しの作業にのせてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 鈴木議員おっしゃるとおり、来年度以降につきましても、半年分で8,500万円近く、これは県費分も含みですけれども、試算上、町単独での費用についても、大体同額くらいになると予測しております、この分まるきり来ないとなると、かなり町負担が出てくるということでございますので、機会があるたびに国には働きかけてまいりたいと思いますし、議員各位にも、何か機会がありましたら、国のほうに提言をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 公有面積の買い取りだけれども、今の話を聞くと、事業化するのにはまだまだ先、ほど遠いところの場所だし、何もこんな大きな5,400万円もかけて、県と協議しているけれども、特に近々の課題でもないと思いますね。津波が来るわけでもないかはわかりませんが、そうした場合、予算は通るかもしれないけれども、何もそのままストレートに素直に受けて執行する必要もないの

でね。繰り越しでもいいし、落としてもいいし。そういう余裕を持った考え方で、この5,400万円は当たってほしいなと思います。

あと、今農林課長が言うように、前は2分の1の国補助で、あとは船の所有者、これは2つとも後継者はいるんですか。そして5%で45%が自分の負担というところと相当の負担になるので、後継者がいて船の更新なんだよね。そういうところで、譲れば譲られるんだと思うけれども、その後継者の件はいるか、いないかということの一つ。

あと、街路については、5路線を一応計画に入れるというけれども、5路線に都市計画街路も入っているのかな。大体どの辺を計画しているか、ひとつ、これだけちょっと。

あと国の交付金、必ずこれはもらえないと大変なことになるから。我々議員で国に交渉して交付税とか交付金でお願いしますということはなかなかできないので大変だと思います。

あと、1番目に追加しておくけれども、基金で5,400万円で県と協議したというけれども、基金でやっても余分な金を使うようなもので、それを別なほうに回したほうが、幾らでもこれは使い道があるのではないかと私は思います。だから落としても悪いことはないんだよ、3月に。

以上です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今のご質問なんですけど、まず、用地購入費なんですけど、一応こちらでも内部で協議しまして、実はこの基金、いろいろ県と国との折衝がございます。その中で、今回の事業に、県の何といいますか、基準といいますか、今まではソフト基金ということでそちらの基金のほうに、支援のほうに使われていたのがこの基金でございますが、一応県から、今まではそういうソフト基金を利用したのが、今回購入資金のほうでも認めてもらえるという方向になりましたもので、ちょっと言葉は悪いんですけど、ただ基金を返すのであれば、認めていただけるのであれば活用させていただくというような形で、今回追加補正で計上させていただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。

また、船のほうなんですけど、こちらちょっと説明不足で申しわけないんですけど、その後継者関係なんですけど、こちらの事業自体で、まず最低でも浜の活力再

生広域プラン、漁船漁業構造改革広域プランという国が定めている、簡単に言えば農業者という認定農業者のような位置づけで、今言ったプランの中で位置づけられている漁業者というのが要件でございます。その要件というのが、50歳以下でというのが要件にもございます。そしてその中にも、間違いなく45歳以下の後継者がいる者とうたってございますので、そちらの要件で後継者がいるということでございますが、実際先ほどの2そうの方々双方とも20代、30代の方が乗船されていますので、後継者は確保できていると理解しております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 見直しにのってきております街路の路線名なんですが、亘理中央線、南町鹿島線の北に延伸部分、あと遠原田沢線、田沢牛袋線、荒浜西線。この5本が今検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 国の資料を信じたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） そのほかありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 22ページの3款2項1目の、今言われた地域子ども子育て支援事業ですけれども、その中の扶助費、給食費ですよね。この給食費の滞納、これというのはあるのか。そして、滞納が仮にあった場合、例えば児童手当とかから徴収ということが今現在あるのかどうか。ちょっとお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） これにつきましては、旧制度幼稚園の副食費でございます。上限4,500円の200名の6カ月ということで540万円、これを助成するものでございまして、今現在、旧制度幼稚園についての滞納があるかどうかというのは、ちょっと存じておりません。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わからないというのはあれですか、把握はできないということなんですか。

あとそれともう一つ。それならそれであれなんですけれども、あとは24ページ、先ほどあった災害援護資金貸付システムなんですけれども、これは現在、返済はどのくらいまで進んでいるものなのかをお聞きしたい。

あと、それから26ページ、これの6款1項6目の用水路管理経費ですね。農業用幹線排水路維持管理事業補助金、これの工事なんですけれども、これはいつ始まっていつ終わるのかというのを教えていただきたいのと、あとはその下にあります農業改善センターの管理費の多目的ホール天井照明改修工事をやるわけなんですけれども、こういった施設がほかのところにもあるのかどうかということをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、災害援護資金の返還状況なんですけれども、災害援護資金につきましては290件、7億1,430万円を全部で貸し付けておりまして、現在その中の償還額が3億100万円ぐらいになっております。残が4億1,300万円ぐらいということで、30年度から本格償還が始まりまして、今1年半たってこのぐらいの状況だということでございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 6款の農業振興費の農業用幹線排水路維持管理事業補助金に関して答弁いたします。

こちらは土地改良区が管理しています、先ほど企画財政課長も提案理由で説明しましたが、亘理承水路及び鏡川排水路、こちらに土砂が堆積しまして、排水機能に今後障害が出るおそれがあるということで、現在亘理承水路と鏡川排水路に堆積した土砂をしゅんせつする、そのような工事でございます。土地改良区が事業実施体でやるわけなんです。ですので、この議会予算可決後、早急にその土砂のしゅんせつを実施していただくと。その事業費に対して、今回町と改良区で折半の2分の1ずつ負担するという内容でございます。

次に、改善センターの天井の工事なんです。もちろん各施設で定期的に施設の管理を行っております、現在は農村環境改善センターのこちらの天井と、環境改善センターではもう一つ、非常用の照明器具、こちらは一応現在ふぐあいが生じているという報告が来ております。ですので、現在、各施設に関しては各施設で定期的に管理していますし、あわせて今回吉田地区の交流センターではこの天井の破損と、あと非常用の照明施設、そちらに若干ふぐあいが生じているということは、こちらの農林水産課では把握しております。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 先ほどの鑑川と承水路のところはわかっているんですが、こういう点は要するに、時期的にいつからいつまでとやることではなくて、たまったらその都度やるということの意味なんですか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 実はこちらの排水路関係なんですが、今までの実情ですと5年に1回ぐらい、堆積した都度しゅんせつしているということで、今回も実は平成22年度以来初めて、今回その間で実施するものということで、今後も多分ですけども、5年周期ごとでは堆積していくということでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は16時15分とします。以上、休憩。

午後4時00分 休憩

午後4時12分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 議案第86号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（佐藤 實君） 日程第24、議案第86号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計

補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の互理町公共下水道事業特別会計補正予算書をご用意ください。では1ページをお開きください。

議案第86号 令和元年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

令和元年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,357万9,000円とする。

今回の補正につきましては、上下水道課管理の調整池の除草を含む清掃委託と、荒浜雨水幹線への転落防止柵の設置工事として追加補正するものが主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目維持管理費350万円の追加補正ですけれども、先ほど申しました町内2カ所の調整池、場所がサニータウン調整池、それから互理中学校の調整池、こちらにおきまして、それぞれ水草ですけれども、ヒシ、それからガマが繁茂しておりまして除草作業及び処理を行うものとして増額するものでございます。

続きまして、2款1項1目下水道事業費の単独事業費1,000万円の追加補正ですけれども、荒浜第1-2号雨水幹線、これにつきましては、場所が荒浜雨水ポンプ場の南側、町道の荒浜大通線と現在整備中の鳥の海公園多目的広場、こちらにある水路でございます。これにつきましては、多目的広場整備事業に伴いまして水路への転落防止柵ということで、それから管理用道路をあわせて設置するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金1,778万8,000円の減額補正ですけれども、一般会計

からの繰り入れの減額ということでございます。

5款1項1目繰越金3,128万8,000円の増額補正でございますけれども、平成30年度決算による繰越額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第87号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算
（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第25、議案第87号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第87号について、ご説明申し上げますので、令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）をご準備ください。

初めに1ページをお開き願いたいと思います。

議案第87号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億517万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、介護給付費負担金の精査によりまして返還金が生じたものが主なものとなります。

それでは初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

11ページ中、中段になります。右側説明欄をごらんいただきたいと思います。平成30年度分の事業費の確定に伴いまして、介護給付費負担金等を精算した結果、返還金が生じることから、6款3項1目返還金といたしまして3,847万7,000円を追加補正するとともに、その財源といたしまして5款1項1目基金積立金を3,752万5,000円減額し、充当するものでございます。

続きまして歳入、8ページをお開きください。

歳入となりますが、9款1項1目繰越金につきましては、令和元年度への純繰越額が295万2,000円となりましたことから、当初予算で200万円を計上しておりますので、今回95万2,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第26 報告第20号 専決処分の報告について（工事請負変更契

約)

議長（佐藤 實君） 日程第26、報告第20号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、報告第20号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の113ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、令和元年7月23日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

次の114ページをごらんください。

こちらは専決処分書になります。平成30年度23災第12883号第12885号第12972号第12974号町道大畑浜松崎線他3路線道路災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、隣の115ページの資料をごらんください。

改めまして工事名につきましては、平成30年度23災第12883号第12885号第12972号第12974号町道大畑浜松崎線他3路線道路災害復旧工事です。

第2回変更契約年月日が、令和元年7月23日です。

請負金額は、変更後金額が6,051万240円であり、38万160円の減額となります。

なお、契約の相手方については、株式会社芦名組でございます。

本工事につきましては、東日本大震災により被災した町道4路線の災害復旧工事になりますが、今回の変更の工事概要につきましては、当初設計においては路盤工に係る路盤厚を10センチとしておりましたが、既設の舗装盤を撤去し実測した結果、町道大畑浜北線、大畑浜松崎線、南上吉田浜線については平均厚が5センチ、長瀬浜吉田浜線については平均厚が8センチとなったことから、それぞれ減

工するものが主な理由でございます。

工期につきましては、町道大畑浜北線、大畑浜松崎線の周辺では場整備に係る補完工事、こちらを実施しており、用水時期との関係からほ場整備事業を優先したため、令和元年8月31日まで延伸するものでございます。

工事施工箇所等については、117ページ以降の位置図を参照願います。

以上で報告第20号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第20号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第27 報告第21号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第27、報告第21号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第21号 専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解の関係を説明申し上げます。

議案書122ページをごらんいただきたいと思います。

令和元年8月9日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の123ページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

令和元年7月2日に亘理町荒浜字篠子橋94番地5地先の町道鳥屋崎本線で発生した事故について、損害賠償の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものであります。

具体的な事故の状況については、当日、午前10時30分ごろ、鳥屋崎本線から主要地方道塩釜亘理線に向かって走行中に、道路路肩付近の舗装面の穴に気づかず、左側後方のホイールが破損した事故となります。

町としては、報告を受け、直ちに安全対策をとり、すぐに路面の補修を実施した

ものであります。

次の124ページをごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償額についてということで、令和元年7月2日に亙理町荒浜字篠子橋94番地5地先の町道鳥屋崎本線で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解したものであります。

記として、1 和解の相手方 亙理町字〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇氏でございます。

2 和解の内容

(1) 亙理町は、本件事故に関し損害賠償費として、相手方に9万5,040円を支払うものとするものであります。なお、今回の事故の過失割合は50対50の半分となっております。

(2) として、相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか、今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないことを双方とも確約するという内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第21号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第28 報告第22号 平成30年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから

日程第29 報告第23号 平成30年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についてまで

(以上2件一括議題)

議長（佐藤 實君） 日程第28、報告第22号 平成30年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第29、報告第23号 平成30年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第22号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第22号についてご説明いたします。125ページになります。

平成30年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成30年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会へ報告するものでございます。

健全化判断比率等につきましては、いわゆる財政健全化法に基づき、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められたものでございます。

まず、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、その名称のとおり赤字の状況を比率であらわすものでございますが、亘理町はいずれの比率におきましても黒字であるため、数値として計上されません。

また、実質公債費比率については4.9%となっておりますが、平成29年度の5.5%に比べ0.6%ポイント下がっており、早期健全化基準である25.0%、財政再生基準の35%を大きく下回った良好な数字となっております。

将来負担比率につきましても、将来負担額が生じていないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として計上されておらず、早期健全化基準350%を大きく下回っているものでございます。

次に、資金不足比率でございますが、亘理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、亘理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が生じていないため、数値として計上されておられません。

以上のことから、本町は平成30年度においても前年度に引き続き、財政健全化法に基づく4指標のいずれもが国が示す早期健全化基準、財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全な財政を維持しているものと判断されるものであります。

以上で、報告第22号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第23号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、続きまして、議案書を1ページめくっていただい

て、126ページをお開きください。

報告第23号 平成30年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成30年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率。亘理町水道事業会計、資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値としてあらわせないものとなっております。表につきましては、ハイフン表示ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第22号 平成30年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第23号 平成30年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時32分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 正 司

署名議員 森 義 洋